

平成22年6月14日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)

出席議員 (9名)	1番 松田俊和    2番 原慎和彦    3番 4番 漆原悦子    5番 中山五雄    6番 矢動丸博文 7番 井上正宣    8番 伊東盛雄    9番 岡光廣 10番 吉富隆																												
欠席議員 (0名)																													
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	<table border="0"> <tr> <td>町長</td> <td>武廣勇平</td> <td>教育長</td> <td>吉田茂</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>鶴田直輝</td> <td>総務課長</td> <td>池田豪文</td> </tr> <tr> <td>企画課長</td> <td>北島徹</td> <td>税務課長</td> <td>白濱博己</td> </tr> <tr> <td>住民課長</td> <td>福島日出夫</td> <td>健康増進課長</td> <td>川原源弘</td> </tr> <tr> <td>福祉課長</td> <td>岡義行</td> <td>建設課長</td> <td>江崎文男</td> </tr> <tr> <td>産業商工課長兼 農業委員会事務局長 教育課長兼</td> <td>渡邊昭秋</td> <td>教育次長兼 生涯学習課長</td> <td>鶴田良弘</td> </tr> <tr> <td>子ども安全課長</td> <td>大隈忠義</td> <td>文化課長</td> <td>原田大介</td> </tr> </table>	町長	武廣勇平	教育長	吉田茂	会計管理者	鶴田直輝	総務課長	池田豪文	企画課長	北島徹	税務課長	白濱博己	住民課長	福島日出夫	健康増進課長	川原源弘	福祉課長	岡義行	建設課長	江崎文男	産業商工課長兼 農業委員会事務局長 教育課長兼	渡邊昭秋	教育次長兼 生涯学習課長	鶴田良弘	子ども安全課長	大隈忠義	文化課長	原田大介
町長	武廣勇平	教育長	吉田茂																										
会計管理者	鶴田直輝	総務課長	池田豪文																										
企画課長	北島徹	税務課長	白濱博己																										
住民課長	福島日出夫	健康増進課長	川原源弘																										
福祉課長	岡義行	建設課長	江崎文男																										
産業商工課長兼 農業委員会事務局長 教育課長兼	渡邊昭秋	教育次長兼 生涯学習課長	鶴田良弘																										
子ども安全課長	大隈忠義	文化課長	原田大介																										
職務のため 出席した 事務局職員	<table border="0"> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>小野清人</td> <td>議会事務局係長</td> <td>石橋英次</td> </tr> </table>	議会事務局長	小野清人	議会事務局係長	石橋英次																								
議会事務局長	小野清人	議会事務局係長	石橋英次																										

議事日程 平成22年 6月14日 午前 9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	5番 中山五雄	1. 町の活性化と住民サービスについて 2. 場外舟券発売場について 3. 西峰東西2号線について
2	8番 伊東盛雄	1. 火災報知器の設置について 2. 条例、規則の整備について
3	4番 漆原悦子	1. 安心、安全の町づくりについて 2. 町内入札について 3. 税対策について
4	1番 松田俊和	1. 行財政改革について 2. 町内施設の夏季に対する対応は

午前 9時34分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（吉富 隆君）

日程第1. 一般質問。これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番中山五雄君よりお願いをいたします。

5番（中山五雄君）

皆さんおはようございます。通告書に従いまして、3点ほど質問いたします。

まず1点目に、町の活性化と住民サービスについてということで、町の活性化についての考えは、住民サービスについての町長の考えはということで質問いたします。

2点目に、場外舟券発売所について、その後の進捗状況と今後の対応は。

この件については、ことしの3月定例会後の4月7日に、武廣町長と伊東議員と私とで、みやき町の末安町長に意見書を持っていき、上峰町の立場としての意見をいろいろと言ったが、その後の進捗状況の説明をお願いしたい。

3点目に、西峰2号線について、吉田さんのところの道路改良はということで、以上3点を質問いたします。答弁のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

議長（吉富 隆君）

町の活性化と住民サービスについて、執行部の答弁を求めます。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

おはようございます。私のほうから中山五雄議員の町の活性化と住民サービスについての、町の活性化についての考えはということについて御回答したいと思います。

活性化は、言いかえれば、にぎわい化とも思いますけれども、産業課におきましては、以前からイベントを開催しておりましたけれども、その件について、ちょっと若干お話ししたいと思います。

平成7年から平成10年までは産業祭、平成11年から平成14年まではふるさとふれあい祭りとして文化祭と時期を合わせて開催した経緯がありますけれども、平成15年以降は開催しておりません。今後、財政にゆとりができたならば開催に向けて検討していきたいと思っております。

また、サティで開催しておりますサマーフェスタにつきましても、地域活性化の一助になっているものと思っております。

さらには昨年開店しましたトライアルについても、交流人口の呼び込みという点から考えますと、活性化に役立っているのではないかと考えております。

また、直売所等においても、安全・安心な商品を消費者の皆様に販売することで、相互理解が深まることによって活性化の一因になっていると思っております。

以上でございます。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の町の活性化についての考え、また住民サービスについての町長の考えはということでお答えをさせていただきたいと思っております。

今、担当の課長申し上げましたとおり、イベントについては町のにぎわいをつくるという意味で、これまで産業祭、ふれあい祭り、そして今現在、サティでサマーフェスタ、そして直売所等で活性化が高まるような形をつくっておりますが、この間、イベント等は中止をしております。今後、財政が許すときに、私にもぎわいを取り戻すということが必要だろうというふうに思っております。

上峰は御承知のとおり人口も微増ですがふえておりますし、新興住宅の人たちもふえてお

るというふうな理解のもと、認識のもと、そうした人たちが顔を合わせながら、にぎわいをつくるイベントというものが必要であろうというふうに思っております。

ポイントとしては、外から人を呼んでくる、住んでいる人の活性化、2つの面が必要じゃないかと思う中で、最も基本的で重要な事柄は人のつながりをつくり、深めることを考え、情報の発信、共有、参加の機会づくりというものを考えていかなければならないというふうに思っております。その上で、外から人を呼んでくる方法として、イベントの開催を中心に考えていきたいというふうに思っております。

また、住民サービスについての町長の考えということでございますが、このイベント等は本当に住民サービスという意味で本当に重要だというふうに位置づけておりまして、これも財政のこうした厳しい現状の中、住民サービスが低下しないよう、財政健全化とあわせて両輪でイベントの活性化というものを今後検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

5番（中山五雄君）

今いろいろ答弁をしてもらいましたが、サマーフェスタとか、イベントとか、産業祭とかいろいろな面で今カットをされている部分があります。今町長が答弁の中で財政的に余裕ができてきたら徐々に始めたいということでございますけれども、その辺は財政と見比べてしていくことで、無理にはということとは言えないんですけれども、手芸とか作品の展示あたりは今みやき町のほうでされて、上峰町のほうからそっこのほうに行かれていますと聞いて、何かと不便だということで、その辺を町民センターなりなんなりを開放して地元でできないものかなというような意見も出ておりますから、その辺の答弁もひとつお願いしたいと思います。

それと、住民サービスの一環として、今、吉野ヶ里町あたりが軽トラック市ということで始めておられますけど、最初は道の駅みたいな規模の大きなものじゃなくて結構でございますから、小規模のほうで町民市みたいなものをつくるために町有地の一部を開放し、住民に利用をさせれば、町の活性化と住民サービスにつながるんじゃないかな、私はそのように思っておりますが、その辺いかがか答弁をしていただきたいと思います。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

先ほどの中山議員の手芸、編み物等と言われましたけれども、そこについては文化祭のほうで今までも開催していたと思いますので、その辺は私のほうからはちょっと答弁差し控えていただきたいと思います。

まさに議員言われますとおり、吉野ヶ里町では軽トラ市が開催されておりますけれども、当町としてもそういう賛同者といいますか、軽トラ市をやってみて、にぎわいを復活できれば、我々としても喜ばしいことだとは思っております。ただ、町有地の一部開放については

財政課あたりとの協議が必要となりますので、その辺は前向きの方で検討していきたいと思っております。

以上です。

教育次長（鶴田良弘君）

おはようございます。今、5番議員の答弁の中で、町民センターで手芸、あるいは陶器等々を展示できないかというような御質問ですけれども、今産業商工課長申し上げましたように、11月の文化祭では展示をしていただいております。そうじゃなくて、通常やりたいというような御希望があれば、うちのほうも町民センターはギャラリーが広くございますので、そこら辺等がいいものか、展示される方がそこでいいものか、十分その方と協議をして、展示の方で検討していきたいというふうに思います。

以上です。

5番（中山五雄君）

町民センターで展示ということで、その辺は話し合いをして、納得されるならば、その辺でなるべくやってもらいたいという気持ちであります。

それと、こういうのも大事ですけど、町の活性化というのは、一番は企業誘致じゃないかなど。企業誘致で一件でも上峰町に企業が来てもらえば、雇用にもつながるし、税金もふえてくるし、財政の健全化にもつながる、町の活性化にもつながると思いますから、町長、県に行かれた場合は、企画課あたりに行かたて、その辺、行くたびに企業誘致をお願いされればですね。県に勤めている方にちょっと私、聞いたんですけども、それは人間として幾らか違うんじゃないですかと。極端に上峰町だけをこうこうとすることはできないにしても、ある程度は、町長さんが来て、いろいろ話をされてお願い、上峰町は大変だからということで言われれば、少しは変わるんじゃないですかねということ言われたから、その辺を町長少し大変でしょうけれども、努力をしていただきたいなと思います。

これは今、世の中全体が厳しい状況の中で、大変難しいかと思っておりますけれども、その辺を何とか今後、県のほうに言ってもらって、上峰町の意見を言うことが大事じゃないかなと思いますから、その辺の答弁をひとつよろしくお願いします。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の企業誘致に関する御質問でございますが、企業誘致、私も同じ認識で町の財政の健全化のためにも、また、にぎわいをつくる、そして雇用を生むためにも、これは取り組んでいかなければいけないという姿勢で、昨年以來、さまざまな業者さんとお会いしたりする機会がございました。今も現在進行形で働きかけているところもございますが、県の企業立地課だと思っておりますけれども、そこにおいても、今、町の即戦力工業用地がございます。ここについてのリンクを張っていただき、県のホームページを見た際には、県民の方が、国民の方がいち早く当該地区の情報がわかる環境をお願いし、それを実行していただい

ていると聞いております。

今後、議員の言われる視点のように、いち早く企業立地を実現していく必要があると私も思っておりまして、その取り組みについては一生懸命、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、少し前後しますが、活性化というところでイベントですが、これをちょっと言いそびれましたけれども、やはり人のつながりをつくるということで、関心のある人に参加していただく。また、特にボランティア団体の御協力、現在ある団体の活用というものが必要であるというふうに考えております。

人のつながりをつくるというのは、参加の機会をつくるということと同じことだと思いますが、イベントの企画や実施に協力をしようと思っておられる住民の方をふやしたいということで理解しておりまして、行政が何もかもやってしまうのでなく、参加できる場所を用意したいというふうに思っております。

以上です。

5番(中山五雄君)

ホリカワ産業の跡地も、いまだに売却ができないで、大変上峰町が苦しんでいる状況であります。こういう中でなるべく、例えば小規模の企業でも 大規模が来てくれれば一番いいんですけども、そういう小規模な企業でも、少しでも1社でも多く上峰町に入れて、そしたら雇用関係とか、固定資産税とかいろんなものが出てくるものですから、その辺を努力してもらいたいと。ホリカワ産業も来年3月、もちろん借りかえがある程度できたかなと思っておりますけれども、270,000千円という金がかかるものですから、本当にこれは早急にやらないと大変な時期に来るんじゃないかなと。早期健全化団体に来年は落ち込みはせんかなと感じております。非常に心配しております。

それと、住民サービスの一環としてということで、要するに非農家の方や農家の方たちも、自分の屋敷の周辺にセンジャ畑といいますかね、そういう畑を100坪以内ぐらいのあれで、いろいろ野菜物とかいろんなものをつくられておられます。これをいろんなお年寄りの方、おじいちゃん、おばあちゃんたちに話を聞いてみますと、「健康のためにしょくさんた」というような話をされます。その中でいろいろ話をしてみますと、自分のところで食べるのは多過ぎる、市場に出すのは少な過ぎると。だから、食べる分だけというのはなかなかつくりにくいと、ある程度数はつくらなくちゃいけないということで、そういうとで気楽に出して、気楽に、少しでもいい、今大手スーパーでも、ナスの大き過ぎたりとか、キュウリの曲がったりとかというのを販売されております。普通商店で100円で売っているのを40円でも50円でも構わないと。そういう金額が安くても構いませんと。ただ、楽しむのに、そういうことをされれば少しでもお金になれば、もっと楽しくなって健康にもつながるんじゃないかなということを言われますから、その辺、今の町有地が結構あいているところが、全部が

全部利用されていない部分があると思うんですよ。その辺の開放はできないものかをひとつお尋ねをします。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の農の活用、にぎわいづくりの一環として、そうした直売所という御提案もありましたが、農の活用というのは重要であろうというふうに思います。

今現在、産直もございますが、産直に出されている方の意見を聞きますと、昨年、平成20年よりも21年のほうが総売り上げも上がってきているというふうなこともお聞きしましたし、今現在、道の駅、いろんな自治体で盛んに建設されて、そこでにぎわいを取り戻したという事例も多く聞くところでございます。

町としても、今の産直を含めて、また新たな町有地等も検討しながら、農を活用し、特産品というものを町のイメージアップのためにもつくり、新しいにぎわいをつくっていく必要があるというふうに思っています。そうした場所をつくることによって、外から来た人にお金を落としてもらおうということが、町の財政の健全化のためにも一助になるというふうに思っておりますし、そうした取り組みを今後検討していく必要があるなというふうに考えておりますが、今現在、町有地の検討を担当課と協議をしたことがございますけれども、議員の御指摘の場所についても、借り地でございます、ここについては検討をさらに深めていかねばいけないというふうに思っております。

町の町有地についての御提案でございますけれども、これについては幾つか場所がございますので、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

町長が前向きに検討をしてくれるということで答弁がありましたけれども、今までなかなか前向きと言われると、されないというのが前向きだということで、いろいろ今まで言われておりますけど、武廣町長はきちっとされるものと私は信じて進めていきたいと思っておりますけれども、本当に、今農家の方たちも、なかなか今の私の家の北側の畑でも結構荒れ地がふえてきているんですよ。農家だけの方でも畑というのは、なかなか米とか麦とかは結構つくられておりますけれども畑はなかなか手入れが行き届かなくて荒れてきているんですね。だから、そういうふうでちょこちょこされれば、少しでも開墾して、少しでもお金になれば、健康のために無理せんで少しそういうことをして、孫に少し小遣い銭でもやればと。もう1人の方は、それを一生懸命やりたいと。やって利益が出てきたら上峰町も使用料を取っていいじゃないですか。そうじゃなかったら寄附でもしますよというような話まで出ておりますから、町長が一番若い町長でございますから、だから思い切ったことを、よそがしていないようなこともやっていただきたいなど。町の活性化のためにも、ぜひその辺をお願いして、町長の意気込みを最後に聞かせてもらって、この質問は終わりたいと思います。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の御提案に対してのお答えをさせていただきます。

以前、議員さんおっしゃっていたように、私も先ほど財政健全化の一助になると申しましたが、そうした借地料も取れるというようなこともお聞きいたしました。今も産直でございますし、今後、町有地すべて検討をしながら、にぎわいをつくるための一つの方法として検討をさらに深めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（吉富 隆君）

中山議員、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

場外舟券発売所について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の場外舟券発売所について、その後の進捗状況と今後の対応はということでございますが、今議員申されましたように、3月議会終了後、4月に中山、伊東議員に御足労いただきまして、みやき町に要望し、また4月にも議長、副議長とともに、みやき町長にちょうど出入り口付近の街灯の設置についての要望に参ったところでございます。

御案内のように、ミニポートピアみやき周辺の現状としては、ガードマン設置により安全性の向上を図っていただいておりますが、近隣以外から不特定多数の自家用車が入り出ており、特に夜間の安全面を心配されておられることと思います。これはさきの議会でも質問をいただきました。ミニポートピアみやきから県道坊所城島線までの町道は、街灯が設置されておらず、高校生等が自転車による通学路として利用している中で街灯設置が必要であるというふうには考えております。

ポートピアみやきにもみやき町長同伴の上、要望させていただきました。その際、街灯の設置はみやき町と並行して行う必要があると。また、設置された街灯については、維持管理は後に町にお願いしたいということをお伺いした次第でございます。

また、街灯はポートピアの看板を設置したものになるであろうという回答をいただいております。今現在、地元の要望としては、エリアの中での1カ所設置という要望をいただいております。隣接の地権者もございまして、協議を重ねた上で、また議長さんを初め議員の各位にも議論を深めた上で、当町として十分に隣接地権者の了解を得た上、慎重に、かつ直ちに協議を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

ちょっと今、わかりづらかったんですけども、街灯をつけるというのは、ポートピアの看板を上げたところに街灯をつけるということやったんですかね。そうじゃないですか。そしたら、上峰町に街灯は何個つけられるか。それと、ポートピアから出たところの切通川、



あの橋まではみやき町の町道なんですよね。あの間が非常に暗いんです。あの間に何個つけられるものか答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

済みません、私の説明が不十分でございました。看板を設置した街灯と申しますのは、柱の部分にミニポートピアの看板がついた街灯というふうに当該施設の方からお聞きをした次第でございます。そうした街灯になるということを含めて、今後、地元、そして議会の皆様と協議を深めながら対応していきたいというふうに思っております。

また、議員さんおっしゃるように、大変暗くなるのは、特にみやき町の中央公園あたりだというふうに理解しておりますが、地元としては上峰町の出入り口付近は十分明るいということで、1カ所の要望をされておるところでございます。

当町としましては、町道の範囲内、町道のエリア内での要望しかできないというふうに思っております。我が町としてはその範囲内での設置箇所というものを要望していきたいと思っておりますが、当該施設はみやき町と並行して、一遍につけてしまいたいという思いがあられるようで、それもそのはずでございますが、みやき町と協議を進めながら、どうした形の街灯がつけられるか、今後協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

上峰町は1カ所ということで、みやき町は個数はわからないということでございますけれども、そしたら上峰町は街灯をつける周辺に田んぼがありますが、その同意書はとられましたか。お願いします。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の質問で、地元の同意書、隣接の地権者の同意があるかということでございますが、今現在、地元と表現したのは、区長様と協議をさせていただいて、地元の方と協議をされたというふうに聞いておりますが、隣接の地権者についてはまだ協議ができていないということでございますので、田畑がございますので、街灯が設置されれば虫が寄ってくるという懸念もあられるようでございますし、今後、協議を重ねながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

隣接の同意書はまだとっていないということでございますけれども、これは早急にとってもらわないと、なるだけ一日でも早くあそこに街灯をつけないと、本当に女の子たちが通っているときに危ないなと。それは、この後に私はまた説明をしますけれども、その辺、町長、なるだけ急いでやっていただきたい。

それと、未安町長のところに、町長初め伊東議員、私と3人で行ったときに、町道はあく

までもその町の行政が街灯あたりはつけるもんだということで未安町長が言われて、それはごもつともだと、私はそういうことで未安町長に言いましたけれども、ただ、普通の民間会社じゃないでしょうと。これはギャンブル場でしょうと。だから、そういうことだけでは通らないんじゃないですかということで未安町長に言って、いろいろな話を 憎まれ口もいろいろ言いましたけれども、そしたら未安町長は、とにかくわかりましたということで、ウエルビジョン九州のほうには武廣町長と2人で行って、きちっと前向きな話をしますからということでされたもんで、その辺はきちっとやりますということやったから、伊東議員と私はその場から帰りましたけれども、そういうこともあって、未安町長は反対看板を外せば上峰町に説明をするとウエルビジョン九州は言っているよということでしたんですけども、その後のウエルビジョン九州からの地区に対して、切通、井手口、下津毛に対して、もう1つは上峰町全体に対しても説明があったのかと。上峰町は私は聞いておりませんが、その地区に説明があったのかどうかをお尋ねします。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の質問で、さきの議会、その前から言われておられます出入り口付近についての説明があったかどうかということでございますが、法的には先般、議会で申したとおり、隣町の企業誘致ということで、その部分についての隣接地区への説明というものは必要だという回答をいただいております。これは、さきの議会でお伝えしたとおりでございます。そうした書類は今現在、ウエルビジョン九州から説明は法的に必要ないというような書類をいただいたわけでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

町長、私はこの前から、9月の議会、12月の議会、3月の議会とずっと言ってきておりますけれども、法的に根拠はないとしても、道義的に責任があるんじゃないかなということで、私はそれを言ってきたんですけれども、その辺をこの後にもう1回、私、質問しますから、そのときにその辺も出したいと思っておりますけれども、今、場外舟券売り場のそばの、私は固有名詞を出すわけには 出してもいいかもしれませんが、運送会社がそこに25トンのラフタークレーン車をとめていって、ウインドーガラスが割られ、回転灯あたりも全部割られ、そういう被害がっております。これは警察にも届け出をこのごろしております。それを舟券売り場に來ている人がということじゃないです。これはだれかわかりません。そういうこともあっていて最近、できたときから、ここにいい車はとめられないなということでは言っておりました。今現在、余りそこにはとめておりません。ただ、そういうふうで、そういう特殊なものとか、いろんなものをとめはしているけれども、そういうとを割られた被害がっているということで、その辺をびしっとした警備をですね。舟券のあれを拾っているとか、ごみを拾っているとかということは聞きますけれども、その辺の監視がきちっとあ

っているかなと。

それと、これはもう1つ大事な問題です。そこの運送会社の南に農道があるんです。溝があるんです。そこのところに車検の切れた車がとまっているんです。そこで寝泊まりしている人がいるんです。昼間は舟券売り場に行っているんです。そいけん、ばくちをしているものか何か知りません。車検の切れた車で、屋根には暑いからワラを載せて、もう恐らく燃料も入っていない。恐らく燃料を入れるにも入れ切らないと思うんです。だから、そこで寝泊まりしていると。実際顔見て、この人がいたずらをしたり悪いことをするような人じゃないみたいということと言われておりますけれども、これは上峰の敷地じゃないですから、上峰の武廣町長が、みやき町の末安町長にこういうことだということをお願いしたい。何もなければ、それが一番いいんですけども、もし何かあった場合に、そこにずっと寝泊りしておられます。身なりも結構きれいにしてあるらしいんですよ。あの車の中でこれから先、寝るのは、このごろ暑いときは大変だったろうな、ある従業員がそんな言っていたんです。だから、その辺の対応を町長はどのように考えておられるか。みやき町にそれを言って、ぜひそれはやってくださいと。恐らく被害はこっち側の方が余計あるんじゃないかなと、何かあった場合にですね。だから、その辺どういうあれか、すぐやれるものかどうかをお聞きします。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員から、ウエルビジョン周辺についての被害状況というものをお聞きいたしました。私もちょっと初めてお聞きしたんですが、そうした被害が出ているということであり、またそういう警察にも言われているということでございますので、その結果を見守りたいと思いますが、一方で町としては、こうした周辺の環境についての環境委員会というものがあると聞き及んでおります。これは当町からみやき町長を通じて、その環境委員会にこうした被害があるということの報告をさせていただいて、環境委員会で協議をさせていただいて、直ちにそうしたことが起きないような対策をとっていただくよう、速やかに先ほどの要望と地元への交渉と隣接地権者への交渉と並行して取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

今、町長が先に言われましたけども、これは環境委員会ができていうことで、それの中に私もかたりたいですということを町長はこの前から言われておりますけど、この環境委員会ができていて、そういうのを見ていないかな。環境委員会が果たしてその責務を果たしているかなと、そういう話も何日かの話じゃないんですよ。その辺きちっと抗議をしてください。環境委員会、環境委員会と名前の分つくて、その辺だれが見て回りよるか。全くそういうことがあっていないんですよ。車の上にワラかぶせているんですよ。そういう状

況で、今度は女の人たちがここを通ったら、やっぱりどういう人がおるかわからんし、その人は悪い人じゃないかもしれませんが、実際おる人は。でも、ただ単に通った人は、何あれ、あそこの中に住んであるなら洗濯物も干してあるんです。だから怖くなるんじゃないですか。だから、環境問題で環境委員会をつくっておられるならば、きちっと見てやってくださいよということで議会で言われましたということで言ってください。

それと、私はこの問題を最後に質問しますけれども、これをずっと私は言ってきておりますけれども、この前、町長もおられたから、伊東議員もおられたし、同意書の件で私はみやき町の末安町長に話をしました。そいぎ、末安町長に話をしました。末安さんは上峰町からいろいろ言われても、何一つ私が言われるところないような態度をされて毅然とされておったから、末安さんは間違ったことは筋をきちっと通される方と、私の家の隣におられたときからそうでしたもんねという話をして、そういうことで中身についてはいろいろ、これ以上のことは言えませんが、要するにそこまで毅然とされるということは、上峰町内に同意書に印鑑を押している人がいないかなと私は感じたものですから、だからその辺をきちっと調査を、上峰町の、しかもそういうことがあっている、さっき言った車の中で云々とかあっている状況の中で、安全・安心のまちづくりのためにも、そういうことはきちっと唐津競艇場なりなんなり行って、それはきちっと調べてください。その辺の答弁を聞いて、この質問を終わりたいと思います。

町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の質問でございますが、同意書の件について、公印を打ったものがあるかどうかということでは、先ごろから調査をした結果、今現在、公印を打ったものについてはないというふうに理解をしております。ただ、新聞紙上でみやき町長のほうから上峰町の同意はとられたという報道もございましたし、今後さらに調査をしていく必要があるというふうに考えております。

また、先ほど来、お話しになられた環境委員会でございますが、確かに環境委員会、みやき町長さんを通じて、今この周辺の報告をさせていただくという体制をとらせていただいておりますけれども、最もいいのは私自身が町の代表として環境委員会に入らせていただけないかということをお願いすることだと思っております。これは先ごろからみやき町長さんにもお願いをしておるところでございます。今後、私が環境委員会に入って、こうした被害の報告ができる環境づくりを含めて要望をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

議長（吉富 隆君）

西峰2号線について、執行部の答弁を求めます。

建設課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは、町道西峰東西2号線の吉田さんのところの道路改良についてということで、中山議員の御質問にお答えいたします。

この路線につきましては、地域住民の民生安定を図る目的により、緊急避難道路ということで、防衛省の補助により平成13年度から平成20年度までの事業として行ったものでございます。

今質問がありましたこの交差点の改良につきましては、吉田弘さんの土地及び家屋調査による計画がございました。しかしながら、諸事情により、その交差点につきましては南のほうへの法線の変更をせざるを得なかった経緯がございます。その時点におきましては、吉田さんには不愉快な思いをさせたかと思っております。

また、中山議員より、この路線につきましては今まで2回ほど安心・安全な道づくりをという質問がなされております。御承知のように、交差点より東のほうに未改良整備地区が約85メートルほどあります。私どもにつきましては、この区間の整備が、この路線、この交差点において安全並びに安心な道づくりということについて必要不可欠と思っております。よって、この交差点東側の未整備地区について早期整備を行い、地域住民の民生安定を図っていきたいと思っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

ちょっと質問がふえますけども、今答弁の中で、南に変更をしなくてはならなくなったという理由ができたということ、それはどういうことか、ちょっと答弁をお願いします。

建設課長（江崎文男君）

吉田弘さんのところの、まず交渉の関係なんですけれども、平成17年の6月に吉田さんの自宅に訪問し、町の計画及び用地補償費の提示をさせてもらっております。しかしながら、町よりの回答期限までによい返事がいただけないまま防衛省との最終予算要求年度、平成19年度が迫っている中、交差点の南への法線の変更をせざるを得なかったということでございます。

なお、防衛省との中身につきましては、コスト縮減の折からも南へ振ることによりコスト縮減を図るということで防衛省からの意見及び、こちらから試算したところ、南へ振るほうがコスト的にも約9,000千円ぐらいのコスト縮減になるという判断に基づいて南へ法線を振ったわけでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

今、江崎課長の答弁で、吉田さんのところがはっきりと返事をもらえなかった。私が聞いたところ、当初は、立ち退きの云々で、口頭ではあるけれども、大体10,000千円程度、あそこは3メートルぐらいかかる予定の青写真ができていたと思うんですよ。深堀さんのところ

が約1メートルあるかないかの、それを通せば、私も何回も毎日通っておりますから、それを見れば大体真っすぐになるんですよ。防衛省から、南側にかけなさいと言ってきますか。これは避難道路でしょう。事故が起こりやすいような道路にできとりやせんですか。その辺、いかがですか。

建設課長（江崎文男君）

先ほどの質問の中に、防衛省よりというお話であったんですけども、これにつきましては防衛省と町との協議によるということで御理解いただきたいと思います。

また、期日の件につきましても、平成20年度までの事業といたしましても、平成19年度までに予算要求をしなければいけなかった理由等もございませう。

なお、先ほど言いましたとおり、法線につきましては議員のほうから申し上げられましたとおり、もとの法線によるところによると、真っすぐな線ができる。それはもう、こちらもそのような形で当初計画しているものでございませう。ただ、先ほど言いました諸事情により南のほうへ法線を振る方法に町としては決定していった経緯は今まで言ったとおりでございませう。

以上です。

5番（中山五雄君）

江崎課長がこういうふうなあれということで道路をつくったわけじゃないと思いますから、大変答弁に困るかとは思っておりますけれども、防衛省と町との協議でということならば、町がこういうふうにつくりたいと言えれば防衛省も、それは仕方ないですね、そのようにしましようというのが防衛省じゃないですかね。だから、その辺は防衛省がこういうふうにと言ったような感じに聞こえるから、それは間違いじゃないかなと。町がこういうふうにつくりたい、変更をしたいと言ったから、防衛省も納得したと思うんですよ。防衛省からこうしなさいと言ったんじゃないと思うんですよ。

それと、これはいろんなうわさがあつて、吉田さんのところにしろ、それから中山運輸の自宅にしろ、いまだにあそこも解決しておりませうけれども、話しても譲ってくれないと変なうわさが流れていたときがあるんですよ。相談もあつていないのに、要するに譲ってくれないと、ふてえ迷惑だというような話。それと今現在、中山運輸のところ、歩道がつくられております。買収もしていないで歩道がつくられて通られております。その辺、どのように考えておられますか。

建設課長（江崎文男君）

現在、中山さんのところにつきましては、約85メートルほど未整備地区がございませう。言われるとおり、歩道的なものといひませうか、もともとあそこにつきましては町道境が道のところに来ておりました。要するに道の中が中山さんの土地という形になっております。先ほど質問がございませうとあり、今もその85メートルの区間については未整備地区ですけれど

も、現状を見ますと、要するに歩道、歩く人等がそこを通られるような状態にはなっており  
ます。しかしながら、あくまでも境界は境界として、町としても道路のところには境界ピンを  
打って、その道路敷と、もとの中山さんとの境界はピンによって境界上あらわしてい  
るところでございます。ただ、あそこを歩行者の方が通っているということにつきましては、  
私どもとしては中山様のほうの御誠意の成果だと。要するに、うちの境界だから通ってはい  
けないよという話は町にもございませんし、歩行者の皆様が自由にそこを通っているのが現  
状でございますので、これは中山さんの厚意の上かなというふうに判断しているところでご  
ざいます。

済みません。また、中山さん等への交渉等につきましてですけれども、交渉につきまして  
は、私も行った経緯がございますので、交渉につきましては中山さんとの交渉はしておりま  
す。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

この中山運輸については、私は兄弟ですから、本当は言いたくないんです。身内でこうこ  
う言いよると思われても困るもんですから、ただ兄のほうはどうしてもこれは言わなくちゃ  
いけないということである言っていたんですけれども、小さなことを言うなということ  
で今まで黙ってきていたんですけれども、ちょっと行政が何にも言わないからそのまま通し  
ているというような感じでは、それはだめじゃないかなということで、私はここの件よりも  
吉田さんのところの件がですね。朝8時から9時まで、夕方4時から5時まで、保育園の送  
り迎えの車が非常に多いんです。私も何回もあそこはぶつかろうとしたことがあるんです。  
やっぱりちょっと慌てていたら、右左見たつもりでも、全く見えないもんですから、ある程  
度先まで出ないとわからないんです。だから、あそこは何とか改良をしないと、防衛省から  
の補助では工事は終わりましたというけれども、要するに危ない道路をつくって、終わしま  
したから、後は知りませんよというような形で、そんな無責任なことでいいかなと。これは  
やっぱりきちっと吉田さんの意見も聞き、その周辺の人たちの意見も聞いて進めていか  
ないといけないと思うんですよ。

それと、ひとつ、さっきの話に戻りますけれども、中山運輸のところ、北側の狭い土地  
の要するに家を建てられた、新築をされている方たちに相談して削っているんです。中山運  
輸の自宅はあんなに広くて、あそこは譲っていないというような話も出ています。行政がこ  
ういうことをやってちゃ、私はこれが本当に行政のあり方かなと思って、その辺町長、町長  
もかわられたし、どのような改革をされるのか、ちょっと一言お願いします。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の吉田さんのところの道路改良はということでございますが、今現在、担当  
課長が申しましたとおり、防衛省補助によりこのドリームタウンの現況道路を經由し、櫻寺

線経由し、三上開拓線へ接続する道路のことだと思えます。この道路、開通後、事故等につきまして、これまで2カ所で発生しておるといふふうに聞いておりますし、議員おっしゃるように、安心・安全の観点からも問題が多いといふふうに考えてきたところでございます。これはこれまでの議会の中でも逐一御指摘を受け、その際、私どもも減速帯をまず設けることを検討してまいりました。今後、交通安全に関する専門の業者に当たり、減速帯の設置をしてまいります。これは私、担当課との協議の中で減速帯の設置を考えていこうといふふうに考えているわけでございます。

また、議員御指摘のように、吉田さん初め町民の皆様の安心が確保されることが必要だといふふうに考えておるところでございまして、見通しが大変悪いわけでございます。くりくりして、非常に調子が悪い道路であるといふふうに思っておりますが、今後、減速帯は震動で、看板は視覚に訴えるものでございますので、2つがうまく機能することが危険をお知らせする上で大切だろうといふふうに思っております。今後、対応をして議会にも御報告をさせていただきたいといふふうに思っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

本当に、今上峰町は財政が逼迫している大変な状況で、道路をつくるということは大変かと思えますけれども、これは命にはかえられませんが、本当にこれは早急にやっていただきたい。今まで西峰2号線ができて、吉田さんのところで3回ですか、横からぶつけられて車の横転まであっております。それと、西原さんのところ、西のほうでは今まで12回ですか、そのうち2回は私の目の前であったから立ち会いをしましたけど、本当にもう一歩間違えれば死なんですよ。だから、吉田さんのところは特に、あそこはアールをつければ見えるようになるんですよ。アールがないから全く見えないんですよ。その辺、一日でも早く何とかしてもらいたい。今度、原口さんが総務大臣になられたから特別交付金あたりも上峰町は少しでも余計下さいということで、町長お願いをして、なるだけもらって、その辺も少しでも早く住民が安心して、吉田さんのところも安心して暮らせないんですよ。市場出しあたりも、うちの家の前のところで畑つくって一生懸命されております。毎日ここはいろいろ出したり、家のところで整理をしたりされておるけん、あそこに軽を入れたら、もうほとんどが通れないんですよ。そいけん、大変困っておられます。

その辺、最後に、町長今後ぴしっとこういふふうにやっていきますということを答弁いただいて、私の質問はすべて終わりたいと思えます。

町長（武廣勇平君）

5番中山議員の吉田さんのところの道路改良については、先ほど申しましたとおり、減速帯を設置する方向で安心・安全の確保に努め、また、総務大臣等のお話もされましたが、特交は特交で、要望を重ねていきたいと思っております。



大変これまでいろいろ問題が多かったということもございまして、この取り組みについてはできるだけ早急にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

5番中山五雄君の一般質問がすべて終了をいたしました。

引き続き一般質問を行います。8番伊東盛雄君、お願いをいたします。

8番（伊東盛雄君）

皆さんおはようございます。8番の伊東です。通告に従って、2問質問します。

2009年、佐賀県内の住宅火災発生件数は、前年比2件増の103件、それから火災による死者は8人で前年に比べ2名増加し、亡くなった8人のうち5人が高齢者だった。原因は逃げおくれが約6割を占め、最も多かったということで、こういう現状で住宅の火災報知器の設置義務が約1年後ぐらいにあるんじゃないかと思いますが、いつまでかということと、それから、この設置確認を町としてどのようにされるかを伺います。

次に、2項めとして、5月21日付の佐賀新聞で、違法天引き698自治体、県内で12市町、その中に上峰町も入っております。いわゆる違法天引きは現在、上峰町はどのようなものを行っているかということ、それから、その他条例の未整備はないか。町長もかわられたから、条例及び規則がまだ整合性がないというようなものもあると思いますけど、もう一回、新たな町長のもとで見直していただきたいと思います。

以上、2点質問します。よろしく申し上げます。

議長（吉富 隆君）

火災報知器の設置について、執行部の答弁を求めます。

総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうから、1番の設問の火災報知器の設置につきまして御答弁をさせていただきます。

テレビ等のニュース等を見ておりますと、毎日のように火災等で痛ましい事故のニュースが流れてきます。それで、この住宅用火災報知器についてでございますが、平成18年6月に消防法の改正が行われまして、一般住宅への義務づけがなされたところでございます。平成18年6月1日から新築住宅については義務化されておりますので、それから家を建てられるような場合には、そういった義務化でございますので、工務店等が設置するような、そういったことになってきていると思っております。

ただ、既存の住宅につきましては猶予期間を設けられておりまして、その期限は平成23年の5月末までということで設けられております。この期限につきましては、各自治体で定めることとなっておりますが、本町の場合を申し上げますと、鳥栖・三養基地区消防事務組合の火災予防条例で期限が定められております。

その組合の条例でございますが、既存住宅の設置期限につきましては、平成23年5月31日までとなっております。鳥栖・三養基地区消防事務組合を構成する団体につきましては、鳥栖市、みやき町、基山町、それに本町の1市3町でございますが、同一の期限ということとなっております。

次に、設置確認の件でございますけれども、設置確認につきましては、一応設置期限後に鳥栖・三養基地区消防事務組合のほうで設置確認を行うこととなりますけれども、今現在、どうする方法をとろうかと、そういったことについて検討をいたしているということで聞き及んでいるところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、火災報知器につきましては、各家庭が設置するということが大変重要かと、そのように思っておりますので、消防事務組合のほうでも、消防だよりにおきまして広報もされておりますが、町におきまして、今後、広報かみみねによりまして、周知、啓蒙を図っていききたいと、そのように考える次第でございます。

以上でございます。

8番（伊東盛雄君）

設置確認ですが、今、消防署でということ言われたんですけども、消防署ではとても設置確認に行く余裕はないというふうに私は聞いています。そして、人的にもそういう余裕はないんじゃないかと。いわゆる町独自で考えられないかと。例えば、女性防火クラブとか、女性消防団とか、そういう方をお願いして設置確認をすると。

それから、現在、吉野ヶ里町、この事例を言いますと、我が町は財政厳しいから、吉野ヶ里町並みにとは言えませんが、吉野ヶ里町は町で町内の電気の業者が全部一戸一戸設置しているんですね。それで、一戸一戸設置をしているから、もうそれで確認が終わっているわけです。しかし、我が町はそういう予算もないでしょうから、だれか確認に行くと。それで、1つであれば3千円から5千円ぐらいの値段がしますが、一括購入をすればある程度安くなると。だから、必要数を一括購入して安上がりでできるというような方法も考えてもらったらどうかと思いますが、答弁をお願いします。

総務課長（池田豪文君）

まず、設置確認の件でございますが、先ほど私のほうから消防事務組合のほうで設置確認を主体的にされると、そういうことを申し上げたかと思いますが、もし議員が御指摘のようなそういったことということになってきますと、消防事務組合のほうから各市町のほうに御相談がされるかなと、そのように思いますけれども、そういった段で各市町のほうにまたどういう方法を行っていかうかと、そういう体制になってこようかと、そのように考える次第でございます。

それから、吉野ヶ里町の場合は、どれだけ補助をされて、金額等を私は周知しているところでございませぬけれども、本町の場合で申し上げますと、22年の5月末現在で、世帯数が

3,160世帯ございます。その中で特別養護老人ホームとか、あるいは町営住宅とか官舎とか集合住宅、そういうのを省きますと、約2,000世帯ぐらいが戸建て住宅かなと、そういったところで勘案します。それで3千円で設置ができたとしまして6,000千円、そのお金がかかるのではなからうかと。

それと火災報知器につきましては、ホームセンター等でも家電屋さんでも売ってあるみたいでございますが、NSマークという表示を、これは日本消防検定協会の鑑定でございますが、そのマークをつけたものじゃないとできないようでございますので、今議員が御指摘のように、吉野ヶ里町では各家に電気屋さんのほうが設置していただいたと。そういったことを考えますと、設置費用というのも当然価格に加わってくるんじゃないかなと思いますので、やっぱり安く見ても3千円くらいはするんじゃないかなということでは思っているところでございます。

以上でございます。

8番（伊東盛雄君）

この前の新聞報道によりますと、現在、設置は33%ぐらいしかない。だから、まず確認は消防署がするか町がするかと、まだ決まっていないということではありますが、まず、町としての広報活動、今課長言われたような、こういう規格の火災報知器ですよというようなことを含めて、まず町としてももっと広報活動をすべきじゃないかと私は考えますが、どうでしょうか。

総務課長（池田豪文君）

御指摘のとおりでございます。御存じのとおり広報紙は2カ月に1回の発行でございますが、その時々に掲載いたしまして広報を行ってまいりたいと、そのように思っております。

8番（伊東盛雄君）

参考に私、申し上げますが、単品のやつと複数、連動式というのがあるんですね。それで、寝室を2階にしている人は意外と台所で火災が起きたとき気づきが遅いと。だから、連動式にすると、100メートル以内は電波が届きますから、台所あたりで火が出たときに2階でも報知器が鳴ると。これはちょっと20千円ちょっとしますけど、そういう種類もありますよということもつけ加えて広報していただければと。

それで、ちょっと皆さんにお尋ねをしますが、執行部の中で設置を終わっている方は手を挙げてください。自宅に火災報知器を設置しておられる方、手を挙げてください。ゼロですね。だから、町の執行部自体がそういう関心が薄ければ、住民はもっと薄いです。だから、その辺を強く申して、この項を終わります。

以上です。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

お諮りをいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩をいたします。休憩。

午前10時51分 休憩

午前11時9分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

条例、規則の整備について、執行部の答弁を求めます。

総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから給与の違法天引きはないか、その他、条例の整備はということの御質疑にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、地方公務員法第25条に、職員給与は、法律または条例により特に認められた場合を除き、全部または一部を控除することは認められないと、そういう条文がございます。

それで、佐賀新聞に県下12市町掲載されたということでございますが、本町の場合、今日まで条例に特段の定めをしてきておりませんでしたので、違法ととられる控除をしているというのは事実でございます。

内容を申し上げますと、今現在控除しておりますものは、市町村共済組合の共済貯金、それに積立金、それから償還金、それと遺族付加年金の掛金、そういったものがございます。それと、職員が加入する職員団体に対して納付する組合費、保険業法に基づく掛金。具体的に言いますと、団体の生命掛金、それと労働金庫法に基づく積立金、貸付返済金、こういったものにつきまして天引きしまして職員に渡しているところでございます。

本町を含めまして、近隣自治体におきまして、条例に特段の定めをしないで天引きしてまいりましたので、条例の整備を進めているところでございますが、本町の場合におきましては、労使間の協議を行いまして、9月議会に上程したいと、そのように検討しているところでございます。

また、2問目のその他、条例の整備はということでございますが、先般の議会におきまして、議員のほうから区長会代表につきましての御指摘がございまして、この点につきまして条例の改正、整備を行ってきたところでございますが、よくよく見ますと、公民分館長の報酬につきまして同じような案件でございます。非常勤特別職の報酬について、公民分館長の規定を設けておりますが、この件につきまして公民分館長のこういった業務かと、そ

った条例、規則等を整備しておりませんので、これにつきましては速やかに今後整備してまいりたいと、そのように思っておるところでございます。

以上でございます。

教育次長（鶴田良弘君）

今、総務課長のほうから申し上げましたとおり、分館長について特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例には報酬金額を載せておりますけど、その設置目的、委嘱の方法、業務内容等々については規則を定めておりませんので、早急に教育委員会に諮りまして設置していきたいと思えます。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

今、総務課長が地方公務員法第25条を読まれましたけど、ちょっと抜けていることがあります。「職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。」、通貨でとなっています。それで、現在は口座振替していますね。だから、その条例改正のときに、そこもうたわなきゃいかんと。ただ、佐賀新聞のあれによると、唐津市職員は1998年1月に現金支給から口座振りかえる際、天引きする協定書を職員労組と交わしたと。それを今度は条例化すると書いてあるわけですね。だから、通貨でというのを口座振替というのを条例の中に入れ込みにゃいかん。

それから、組合費とか共済費とか引いているということでもありますけれども、その中に、団体保険、生命保険及び傷害保険、それから自動車の保険等の団体の手数料はどのようになっていますか。その辺、伺います。

総務課長（池田豪文君）

御指摘のとおりで、職員の給与は通貨で直接その金額を支払うと、そういうことでされております。本町の場合におきましても、随分長く現金支給をしてまいりましたが、何年前かはちょっと記憶しておりませんが、現在は口座振り込みと。そういったことで、職員間の承諾を得たところで実施しているところでございます。それで、条例につきましてもそういった1項目は入れていくということになります。

続きまして、自動車の保険でございますが、自動車の保険につきましては、おのおのが支払うと、そういったことになっておりまして、例えば自治労の自動車保険、それにあと自動車共済の、町の共済の保険があるわけでございますが、その点につきましては、町の共済については総務の係の者が整理をしております、自治労の保険の場合は組合のほうでこれをやっていただいております。それで、お金の支払い関係につきましては、おのおのの個人ごとにお支払いをしていると、そういった状況になっております。

団体生命の手数料につきましては、あと、調べましてから御報告させていただいてよろしいでしょうか。

8番（伊東盛雄君）

団体生命及び傷害保険の団体傷害保険、これには集金手数料として、私の知っている範囲では約3%発生するはず。だから、それを組合が取っているのか、町が歳計外で取っているのか。その辺を組合が取っているというのは、ちょっと私は違法じゃないかと。だから、そういうことであれば見直して、歳計外で収入をちゃんと、そして最後、決算のときは雑入として上げるべきであると。この辺を指摘しておきたいと思います。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。（「答弁してください」と呼ぶ者あり）

総務課長（池田豪文君）

御指摘のとおり行わせていただきたい、そのように思います。

8番（伊東盛雄君）

その他の条例の整備についてですが、確かに先ほど答弁ありました分館長については了解しましたけども、まだまだあるんじゃないかと。例えば、現在は必要ないからつくらないという回答が、私の前回の質問でありましたけど、地方公務員の公共団体、公益団体に派遣する法律、これは条例に定める、なければ賃金を支払ってはならないという項目があるわけですね。その辺も、現在はそういう該当者はいないとしても、町としては条例は整備すべきじゃないかと。それで、この周辺、今うちは条例集はインターネットに載っていませんけど、今インターネットで調べると、周りの町村もそういう条例はつくっています。だから、今現在、そういう派遣している人員はおらんから要らないというんじゃなくて、すべて条例、規則に基づいて公務員は行動をすべきであって、そういうのをちゃんと前の、この天引きの問題でもそうですけど、法律を読まないで、ただ前任者がこうしとったから、こうしているというようなやり方が非常にあるんじゃないかと。だから、そういう意味で条例を整備していただきたいと。

それから、この給与天引きに関する整備は、これは今度、第42号でも提案出ていますよね。だから、それに関して、もうひっくるめたところで町長の回答をお願いしたいと思います。

以上です。

町長（武廣勇平君）

8番議員の御指摘でございますが、第42号に関することでございます。この第42号はどういう趣旨かと申しますと、これは以前からこの議会冒頭でもお話をさせて、さきの議会からずっと機構の改革に向けての話をしてまいりました。これは私が就任して以来、レポートもいただき、問題点としては、名ばかりの管理職が多いということの中で、人数も全国で類似団体を比較しますと、2番目に職員数が少ないというような現状の中、職員にも業務の支障が至るところで出てきている現状がございます。レポート等でもその指摘、そして一刻も早い改善を求められてきた経過がございます。

その中で、私としてはこの逆ピラミッド型になった形を、今後、組織をスリムにしていく、そして、その中で……

議長（吉富 隆君）

町長、質問に対する趣旨が全然違うと思うんです。

町長（武廣勇平君）

違いますか。（「続けて」と呼ぶ者あり）

議長（吉富 隆君）

違うでしょう。（「続けてください」と呼ぶ者あり）違うとだめだよ。第42号でも条例変更が出ているでしょうという意見だけじゃないですか。

町長（武廣勇平君）

条例変更が第42号で出ております。その点について、その条例変更の意図を今申し上げさせていただいておりますので、引き続き答弁させていただきたいと思いますが、係間の連携をふやすという目的で、係員さんの1係1課長補佐とするのが仕事の効率がよい、執行上理想的ではございますが、係の中では主幹が3人、2人になる部署もでき、部分的には係長としての責任が解かれ、精神的負担がなくなり、助け合いの職場環境ができる。同列同等の立場の職員がふえることが……

議長（吉富 隆君）

町長、趣旨に基づいた答弁をしてくださいよ。これはきちとした形で議案審議なりするべきでしょう。そのときそのきちとした答弁をしてください。それと同時に、朝、事務局があんたお願いしたじゃないですか。8番議員の質問に答えるべきである。

町長（武廣勇平君）

議長、休憩をお願いします。

議長（吉富 隆君）

ただいま町長より休憩の動議が出ておりますが、いかがお諮りいたしますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしということでございますので、暫時休憩をいたします。休憩。

午前11時25分 休憩

午前11時40分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

8番（伊東盛雄君）

私の質問で、ちょっと町長の理解が不十分だったので、再度わかりやすく質問します。

第42号議案で上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例というのが出ております。それで、私が先ほど一般質問の中で指摘した給与の違法天引き、これも第42号で出ている上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と。この中に当然含まれるべき話なんです。だから、天引きについては総務課長から9月で出しますとはっきり言われましたので、それはもう了解しますが、こういう改正をするとき関連はないかと、ほかに何か見直すことはないかというのをもう一步踏み込んで改正作業をしていただきたいと、そのように私は考えますが、町長、再度そういう簡潔に答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

大変失礼をいたしました。8番伊東盛雄議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

今、担当課長申し上げましたとおり、近隣町のうち今6月議会に上程されている町もございまして、労使間で協議も行っておりまして、本町では9月議会に条例を検討しているわけですが、この第42号に関連する部分についてもあれば、今後、担当課と協議をしながら、必要があれば9月議会にも提案をさせていただきたいと、条例改正の手続を踏ませていただきたいというふうに思っております。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

最後の質問ですが、その他の条例もそういうふうな見直しをすべき問題が出てくるんじゃないかと。幸い総務課にも法学部出の主幹も置いてあるようですので、時間はかかるかと思えますが、逐次、町長の方の指示で条例、規則、見直すようお願いしたいと思います。

以上です。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。

町長（武廣勇平君）

その他条例の部分につきましても、担当課と協議をしまして必要な部分が出てくれば、条例の改正という手続を踏ませていただきたいというふうに、今後、速やかに対応していきたいというふうに思っております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。一般質問の途中でございまして、ここで休憩をしたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩をいたします。休憩。



午前11時44分 休憩

午後 0 時58分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

お諮りをいたします。午前中、8番伊東盛雄君の質問の中で職員の給料の振り込みの問題について執行部より御答弁をさせていただきたいという旨がございましたので、発言を許します。

総務課長（池田豪文君）

皆様こんにちは。貴重な時間、発言の機会を与えていただきまして大変ありがとうございます。

午前中の伊東議員さんへの答弁の中で、地公法上の現金支給という項目がございまして、その中で本町の条例におきましては、給与の支給及び支払いに関して第5条の第3項で規定をしております。平成17年7月から給与振り込みを行っておりますが、その前に改正をして整備をしていたということで、午前中の発言ではちょっとそこら辺、言葉足りない面があったかと思っておりますので、申し添えさせていただきたいと思っております。どうも失礼いたします。

議長（吉富 隆君）

大変貴重な時間、御協力をいただきありがとうございます。

引き続きまして、一般質問を再開いたします。

4番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは。4番漆原悦子でございます。通告順に従いまして質問をさせていただきますが、その前にボランティアの連絡協議会の一団体である食生活改善推進連絡協議会の皆様方が先週の6月12日から13日にかけて全国食育佐賀大会においてボランティアで参加されたということを皆様に御報告して、質問に入らせていただきます。

では、質問に入らせていただきます。

1件目は、安心・安全の町づくりについてです。

最初は、全世帯にハザードマップが配布されていますが、配布後の活用及び対策はどのようになっていますか。

次に、小学校の校内安全パトロールは本年4月より午前をボランティア形態へ移行、各種団体等で対応することで進めてありますが、現状と今後の方向性を聞かせてください。

2件目は、町内入札についてです。

平成21年度一般会計繰越明許費で、ことしの夏休みを使って小学校、中学校の耐震改修事業が実施されることになっています。また、道路、水路、河川等の整備事業等もありますので、入札資格審査申請書提出から入札まで町の基準についてお聞かせさせていただきたいと思いま

す。

3件目は税対策です。

平成21年度の滞納状況をお聞かせください。また、本年4月からはコンビニエンスストアでの収納ができるようになりましたが、納付の実態がわかれば教えていただきたいと思います。

以上で総括質問を終わります。答弁のほうをよろしくお願いいたします。

議長（吉富 隆君）

安心・安全の町づくりについて、執行部の答弁を求めます。

総務課長（池田豪文君）

私のほうから安心・安全の町づくりについて、ハザードマップ配布後の対策はということにつきまして答弁をさせていただきます。

ハザードマップにつきましては、平成21年度に各地区の掲示板並びに各戸配布用といたしまして作成をいたしております。掲示板用としては100枚、それと各戸配布用については3,200枚でございますが、各戸配布用につきましては、12月22日に全戸配布をいたしました。皆様方にはこのハザードマップによりまして、町内10カ所に避難所を設けるようにしておりますので、これを御参照いただきまして非常時に備えていただきたいと、そういう趣旨でございます。

町の水害対策といたしましては、毎年この時期に水防パトロールを実施いたしまして、その結果を踏まえて水防計画書を作成しまして、水防協議会に諮っているところでございます。

議員も御承知のとおり、近年は短時間で集中して豪雨が降ることが多くて、このことによりまして、一時的に冠水する地区がふえてきております。昨年の7月、職員を中心として水防団が2カ所に出動しております。1カ所は下津毛でもう1カ所は鳥越でございます。このことを踏まえまして、地元の区長さんと連携を密にしまして早期に対策を講じていくと、そのようにしております。

また、昨年土のうを積んだところにつきましては、事前に土のうを置きまして、対象地区の住民の方々が初期活動を行われるように、そういう準備を先般来行ったところでございます。

以上でございます。

教育課長（大隈忠義君）

安心・安全の町づくり、校内パトロールの今後の方向性はということで御答弁をしていきたいと思います。

小学校の校内パトロールにつきましては、昨年までPTAにおきまして、午前、午後、1日2回巡回をしてきました。しかし、保護者より今日の経済不況の厳しい雇用状況の中で1日休むことはなかなかできないというふうなことで、午後の巡回というふうなことで22年

はしていくというふうになりました。

そういったことで、午前中の支援に向けて具体的な実施体制を図るべく、3月の31日ですけれども、校内パトロール協力体制検討委員会というふうなことで、民生児童委員、老人クラブ、文化協会、ボランティアの団体さんといった各種団体の方々にお集まりいただきまして、今後の体制づくり、またはパトロールにつきましてお願いをしてきたところでございます。

そういったことで、平成22年度、現在ですけれども、校内パトロール団体といたしまして、午前中につきましては老人クラブとボランティア団体の2団体さんが活動をしていただきまして、今日回っていただいております。

検討委員会の中で提起をしていただきましたボランティア団体によるパトロールの一体化といったことで、検討委員会の中では支援、協力というふうなことをお願いしてきましたけれども、一体化といったことがまだ解決をしておりません。そういったことで、後日、老人クラブのほうに出向きまして、老人クラブと協議しました結果、老人クラブといたしましては、各地区支部とも調整し、体制ができ上がっているためにボランティアの加入はできないといったことございました。また、個別に文化協会等にもお会いしまして、校内パトロールへの活動の賛同及び活動組織の一本化というふうなことのお話をいたしまして、活動への参加協力ができるかの調整を行っているところでございます。

御質問の今後の方向性といったことでございますけれども、事務局としてはぜひパトロールの一体化というふうなことで進めていきたいと思っております。といいますのも、今日活動をしていただいておりますボランティア団体の構成メンバーの方々におきましては、ボランティア活動に意欲を持った、本来文化協会の団体の皆さん、また、民生児童委員の方々など各種団体に所属されておられる方々であるために、担当課といたしましては、このパトロールが今後も継続していくことを期待しますと、本当に意欲を持った人がボランティア団体に登録をしていただきまして、ボランティア団体を母体とした体制を確立したいと思っております。そういったことで、パトロールの一体化といったことでボランティア団体を母体としたところの体制づくりを今後も進めていきたいというふうに事務局としては思っております。

以上でございます。

4番（漆原悦子君）

ハザードマップと校内パトロールはちょっと趣旨がずれていますが、2つ同時に答弁をいただきましたので、双方ともに質問していきたいと思っておりますので、答弁のほうよろしく願いいたします。

ハザードマップのほうですが、掲示板用に100枚、各戸に3,200枚ということで各世帯に昨年お配りになったということですが、実はこのハザードマップなんですが、広報紙と一緒に

配られたと記憶をしておりますが、今、避難場所と言われたんですが、このハザードマップの中には「避難場所」という言葉が一言も入っていないんですよね。ただ場所が書いてある、番号が振ってあるだけで、避難場所という指定もなければ何にもありません。ただ、水がどこまであふれるかなと、雨量が多くなったときにどこまで浸水しますよということだけしかわからないと思うんですよね、一般的には。もっとこれを有効に大きく掲示されたとしても、この辺に「避難場所」とか書かれればまだいいんでしょうけど、多分これは各家庭でお蔵入りになっているのではないのかなと思うんですよ。もっと有効な紙もいい紙を使ってあります、水にぬれてもいいようにですね。せっかくだからつくるのであれば、もっとわかりやすいハザードマップをつくれなかったのかなというのがまず1件です。

それと同時に、こちらのほうでは浸水したのをずうっと書いてありますけど、小学校は小学校で危険マップ、安全マップみたいに、こんなして細かくちょっとこれは縮小してありますが、危険箇所を細かく書いてくださっているんですよね。だから、小学校にしては危ないところもよくわかるんですが、これはあくまで土砂崩れの可能性がありますよとか、災害が注意する箇所ですよ、水がこの辺まであふれてきますよ、このくらい降ったらばというふうに、それだけの目安にしかないのではないのかなというのを思いました。

それと同時にもう1つは、前回の定例会のとき、井上議員のほうからゲリラ豪雨ということで最近すごいから、中学校の南のほうは常に雨で浸水しているんじゃないかということがあったと思います。私たちも常にそこを通っていますし、雨のたんびに心配もしておりますが、今、住宅がほとんどです。もうそろそろ大分でき上がって、一段高くなってあります。あの水が全部下においていたら、もっと土のうを積むようになるのではないのかなと。

そこで、一応町長の行政報告の中に、区長さんとかを交えて、生産組合長さんなんかと2回ほど会議をしましたよということが書かれておりますが、地域の住民さん等には何か指示をされたのかどうか。ただ、その会議だけで終わっているものなのか。毎回毎回あそこは水で浸っておりますので、ただ会議をするだけじゃなくて、何か行動を起こされているものなのか、その辺をまずお聞かせいただきたいと思います。

それともう1個、じゃあ、次は校内パトロールのほうに行きます。

校内パトロールのほうは、先ほど課長のほうから報告がありましたように、基本は保護者だと私も今でも思っております。親が自分の子供のために努力をするのが一番だと思っておりますが、それをあえて少し折れて、大変だから協力しましょうという状態になったときに、地域連携も踏まえてというお話をされて、午前中、ボランティアのほうへ移行したいというお話があったと思っております。

3月31日の日には、老人クラブのほうでもうリストができていましたので、まず老人クラブさんから、そして、民生委員さん、婦人会さん、そういう団体はボラ連の中の一団体として所属されてありますので、ボラ連で一括でやりましょうということで、老人クラブ、ボラ

ンティア連絡協議会、それに文化協会さん、加えていつもお世話になっているKSSPの坊所のパトロールの皆さんですね、あの方たちも加えてのお手伝いをしていこうということになったかと思いますが、今現在お聞きするところによると、老人クラブさんが最初4月から始められまして、ボランティア団体が5月の17日から開始しております。今月の終わりくらいまでやるとと思いますが、その後が文化協会さんのほうは「未定です」と言われたわけですよ。

その話の中ではそういうふうに使っていたにもかかわらず、また老人クラブに戻ると。戻ってやられるということで、その会議の中では老人クラブさんの巡回が終わった時点で一応話し合いをして、協議をしましょうとなっていたはずなんです、それもされないまま次の段階へ移ってあるというところで、コミュニケーションに欠けるのではないのかなと思いますが、その辺はどのようにとらえてありますでしょうか、その2つですね、済みません、お答えをいただけたらと思います。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

私のほうから外記のため池の関係の協議の結果ということでお知らせしたいと思います。

一応区長さん、生産組合長さん寄っていただきまして、協議しまして、まずはあそこは農業用水だということが基本でありますので、とりあえず田植えが終わるまでは尺八のくいを1本抜くと。そして、雨が降ったときには3本ほど抜いて対応していきたいということで、今のところ、一応そういうことで協議は終わっております。

以上でございます。

教育課長（大隈忠義君）

校内パトロールにつきまして、今後の方向性というふうなことで、一本化というふうなことでお話をしてきましたけれども、一応ボランティア団体の方が済みまして、次期の計画といったことで、検討委員会をということで一応計画をしておりました。

ただ、私自体の体調が不良でありまして、ちょっとできませんでしたので、ボランティア団体さんの日程が決まっておりますので、その後、すぐ検討委員会をしてもすぐにできないだろうということで、もう1回、老人クラブの方とお会いをいたしまして、ボランティア団体の後に老人クラブさん、もう1回してくださいということで一応は話をしまして、その体制で今回協力をしていただくと。

次期検討委員会ですけれども、一応計画しておりますのは、この議会が終わりました中で検討委員会を開催していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

4番（漆原悦子君）

ハザードマップのほうの豪雨対策ですね、こちらのほうは尺八を1本抜くとか2本抜くということで話がついているということですが、それで大丈夫でしょうか。うなずいて

ありますので、大丈夫だろうとは思いますが、実はこのハザードマップをつくってくださって、とってもわかりやすいのはわかりやすいんですが、せっかくだらば、さっき言ったように避難箇所というのをぼんと打ち出してほしかったというのがありますが、さきの議会でこうやって問題が提起された分は回答が出ているわけですよ。

じゃあ、以前に私は下津毛団地ですね、雨のときに大和製罐社宅から東のほうへ3本ほど道が入っているんですが、雨の日は長靴を履かないと側溝はふたが閉まっておりませんので、あふれて長靴じゃないと歩けないというのをお話ししたことがあると思うんですが、その分ももう何年たちますかね、四、五年たつんじゃないのかなと思うんですが、それもそのままですよ。

それと同時に、あそこは枯れ葉があるのでお掃除等も関係してくるのかなと思うんですが、地域の方からはやっぱりこういうふうにして発言をしたり、お願いをしたりした後というのは、ずうっと「いつになるの」とやっぱり言われるわけですよ。一応お願いしていますが、見に来られましたとか、よく私は聞くんですけど、そういうときに現地へ本当に大雨のときに向かってチェックをしてあるのかなど。側溝と道がわからなくなったら、両わきですね、大変ですよ。車も浸ってありましたよね。車もちょっと危なくて、通れないようなときもありましたので、苦情も出ておりましたけれども、ちょうど下のほうにおりるところですね、グッディのほうへおりる方向のところですね。高段のほうから水が下におりてきます。そっちのほうなんです、そういう苦情もお話をしていたかなと思うんですが、そちらのほうもそのままですよ。

それからもう1つ、前牟田学習等の前、これは通学路でもありますし、教育委員会からお話が行っているのかどうかはわかりませんが、私の子供がまだ学校にいるころからあそこは常に浸水、雨が降ると浸水していたわけですよ。道路が通れなくて、川よりちょっと下がっているのかな、道がですね。役員をしているときは、雨が降ると必ず私の家に保護者の人が今は帰さないでください、あそこを歩いたら危ないですよ、学校に連絡をしてくださいという連絡が常に入っていました。で、学校へ連絡をとっていたんですが、そちらのほうもいまだに何も手を打っていないと。

そうすると、こうやって危険箇所をいっぱいハザードマップで示してあっても、ただそれだけで終わるのであれば意味がないと。全町においてどこに危ない箇所があるのか、どこから先に手をつけなくてはいけないかというのは検討してあるものではないかと。

いろいろ、議会が終わったらそれで終わりじゃないんですよ。皆さん、確かに予算がないと 私たちも言いますよ、済みませんと。予算がないので早急にできませんので、もうしばらくお待ちくださいとは言いますが、それなりの報告を区長会なり、いろんなところでしていただいて、地元の人におろしてあげられないといけないのではないのでしょうか。ここで言うだけでは皆さんに通じないんですよ、議事録、みんな読まれる人はいらっしゃるま

せんので。私たちも全員に伝えることもできません。そんな面がちょっと行政としてですね、今はお金を使わずして皆さんに伝えたり、やるところの誠意を示す、サービスをきちんとやる時期ではないですか。それが役場の信用にもつながると思っているんですけども、その辺は今までいろいろ、多分今言った箇所以外でも上がってきていると思うんですが、その辺のリストアップとか、そういうものはまずしてあるのかどうかをお聞かせください。

それから、パトロールのほうに行きます。

じゃあ、パトロールのほうはちょっと体調が不良でした、だから検討委員会はしませんでしたと言われましたが、課長がいなくても会議はできると思うんですよ。5月の14日に終わった時点でやりますという約束事をしてあったはずですが、それがまあいいやじゃないけれど、していないからといって終わって、質問されたら、じゃあ終わり次第やりますと。私も最初、これは質問するのをやめようかと思っていましたが、余りにも地域の皆様から入ってくる話が違ふんですよ。ボラ連はきちんとコピーまでつけて皆さんにお渡しをしましたので、そんなに余り来ません。質問は私のところに来ているんですが、老人クラブに入っている人、それから文化協会にいらっしゃる方、「来んね」と、「何も言われん」と。だから、常にまずボランティア団体は保険に入っているんで、校内外のパトロールをできるように4月1日からしていますので、こちらを優先して参加をしてくださいと、協力をしてくださいということをお願いをしておりました。ほかのところは保険があるののないのということで、多分延びたり、話し合いができなかったということでしょうけれども、そういうのを把握するのはボランティアに入っている人とのすり合わせをすればすぐできることですよ。でも、そういう要請もかかっていませんよね。だれとだれかと、その辺のですね。

前回の議会広報では、各種団体等にボランティア移行と大々的に打ち出しをしました、よろしいですねということで。そうなってくると、各種団体いろいろあります。これだけじゃないですよ。スポーツ少年団、子供クラブは別としてですよ、親御さん一緒ですから。体育協会もありますね。いろんなところ、ありますよ。おれたちのところは何も言われんやんねと。ちょっとおかしいんじゃないですかという話が来ますよ。やっぱりおろすのであれば、きちんと平等におろしていく、そういう作業が要るものと思います。教育委員会として一番配慮をするべきところじゃないのかなと、町民の上ですね。大体全体のコミュニケーションをとる場所ですから、一番そこを気をつけなくてはいけないところじゃないのかなと思いますが、各種団体の人は、だから何でかなあと思ってあります。それから、文化協会の人も「来んね」と、「いつからでしょうか」とやっぱり聞かれるわけですよ。

そうすると、上が動かないと下は動きませんよね。それじゃ、ボランティアの育成はできないと思うんですよ。その辺を今私が言いましたけど、ボランティア形態というんですか、ボラ連のほうに一本化と、ボランティア形態へ一本化をしたいという希望は重々わかりましたが、その辺はうまくやれそうですか。その辺ですね、今度会議をされるということですので、

もう一度話し合いはあるかと思いますが、ちょっと後手後手で、約束は約束したならそのとおりしていかないと、話は下におりていますよ。それを間に合わないから、じゃあ老人クラブさんやってくださいと、そういうものでもないと思います。

文化協会の会長さんというか、区長さん等ですね、ちょっとお会いしてお話をしたら、まだ進んでおりませんということでしたので、私たちの次はおたくでしようという話をしたら、一度すり合わせをしないといろいろ問題がありますねという話、みんなあるでしようということをおっしゃったんですよ。だから、一日も早くそういう会議をする。それをしないと先には進まないと思いますので、その辺をやっていただきたいと要望します。

それと同時に保険料ですね、パトロールの保険料、これが一番問題になるだろうと思います。ボラ連はゼロ円、何にも要りません。中身だけを変えましたので、会員の費用で登録をしていますので。この費用が民生費で計上されているのはどういうわけでしょうか、それを教えてください。福祉課長でも結構ですから、なぜ民生費で計上されたのか、その辺をお聞かせ願えればと思います。

建設課長（江崎文男君）

私のほうからは、下津毛団地内等の側溝の排水状況及び寺家の学習等供用施設前の道路の冠水状況についてお答えいたします。

まず、下津毛団地の冠水状況等についてなんですけれども、もともと下津毛地区と切通地区につきましては側溝整備の計画がございまして、切通地区につきましては、今現在、ひよ子保育園の南側の団地がすべて終わっております。それで、その団地から切通については、東のほうの団地へその計画が移行しているところでございます。

なお、下津毛地区につきましても、中住宅あたりまでについては両方側溝の整備ができております。それで、今残っているのは、今御指摘がありました下津毛団地内ということになっております。

その整備の状況ですけれども、5年か6年ぐらいまでは先ほど言いました下津毛、切通ということで年間計画を立てながらやっている経緯がございまして、途中ちょっと財政難の折、今現在、その計画どおりいっていないのが現状でございます。

ただ、計画につきましては、下津毛も切通も計画そのものは残っておりますので、今後、中期財政及び総合計画にのせて、少しでもそのような財政的な金額があれば、少しでも延長を延ばしながら整備はしていきたいと思います。それによって、先ほど指摘申されましたとおり、地元の区長等について何ら報告がないということも指摘されましたけれども、実際、そのような計画が残っていると、今後どのような形で計画しますとかというような形で地元との協議はいたしておりませんので、今後、そういうふうな計画をさらにつくって、地元とは協議していきたいと思っております。

また、学習等供用施設の前の道路につきましては、御指摘のとおり、いつも冠水する状態



でございます。ただ、あそこの道路を整備する中で、もともと学習等及び道路、そして南にあります処理場につきましては、クレークを埋立申請の許可を得てつくった経緯がございます。よって、あそこについては、もともとクレークという形で冠水する地区でございます、あの道路につきましては、野越し的な意味合いがありまして、要は真ん中あたりを低くすることによって、その北側と南側の埋め立てした部分をその道路で隔離、要するにそれが壁にならないように野越し的な計画で今しているところでございます。

そのことにつきましても、前回、区長例会の折、前牟田の区長さんたちから要望をいただきまして、地元につきましても野越し的な計画があるというのは御存じでありまして、ただ周りの状況と井柳川等の河川改修の間見てきたという中で、あそこをかさ上げしても地元としては支障ないからかさ上げをしてくださという要望等が出ておりますので、それについては総務課、建設課で協議しながら、今ちょっと計画等を練っているところでございます。

以上です。

福祉課長（岡 義行君）

先ほどの質問の中で、老人クラブのほうに民生費のほうで今回補正が載っているという質問なんですけれども、もともと老人福祉費の中に老人クラブ補助がありまして、今回、老人クラブさんのほうが校内パトロールをするということで、その分の保険の補助ということで、民生費のほうということでお聞きしております。

以上です。

教育課長（大隈忠義君）

校内パトロールの検討委員会の件でございます。

実際答弁をいたした中で、他の団体の方にも個別にお会いしてと。この分につきましては、文化協会の会長さんのほうに個別にお会いいたしました。ただ、先ほども指摘を受けました。検討委員会が後手後手に回ってちょっとおくれております。そういったことを十分反省しまして、文化協会の会長さん、個別にお会いをいたしまして、校内パトロールへの賛同とか、組織化の一本化というふうなことをお話をしまして、今後の活動協力といったことで調整をお願いしたいといったことで、文化協会のほうにはお願いをしているところでございます。

そういったことで、先ほど答弁をいたしましたように、この議会が終わった後、早急に会議を持ちたいというふうに計画をしているところでございます。

4番（漆原悦子君）

建設課の答弁の分については、区長会等での報告をよろしく願いして、地区におろしていただけるようお願いをいたします。

そのほかにも人的災害とか、いろいろあると思います。先日も多分、この中にはなかったんですけど、危ないということで江崎鉄工所の跡地とか、それとか、急におうちの横にマン

ションが建ったとかということで、雨が降ると怖くて寝れないとか言われたりしているところもあります。町長さんは前回、会議の席でお聞きになったのでおわかりだろうと思いますが、内容は言いませんけれども、そういうふうにして目に見えるところだけではない大変さもあるかと思しますので、いろんな情報を区長さん方からとられて、こういうときの緊急の対応に役立てていってほしいなと思っておりますので、今後もなお一層、目配り、気配りのほうをお願いしたいと思います。

じゃあ、校内パトロールのほうは、先ほど民生費は老人クラブの補助金というんですかね、そっちの対応だということで言われましたが、現実的に校内パトロールは学校の管轄じゃないですか。何で別の分野から出すんですか。これはおかしいと思いませんか。そしたら、最初にきちっとですね、補助金というのは最初にきちっと決まって出ていくわけじゃないですか。どういういきさつで保険料を払うようになったかはちょっと私わかりませんが、学校でするのであれば、学校のほうで保険料を上げるべきじゃないですか。こんなやり方でいいんでしょうか。

私はおかしいと思うんですよ。要るべきところで上げていく。そこに加算するわけじゃないでしょうが。向こうに補助金を上げて、補助金から保険料を使ってくださいというやり方をされるのであれば、その事業の保険料を単なる負担して、向こうにお金を回しただけじゃないですか。根本は学校の事業というか、そっちのほうの生涯学習みたいな格好の全体のお世話をする学校教育のところの予算だと私は思いますので、予算の組み方が私はおかしいと思っているんですよ。その辺は行政のやり方の中で当然という処理をされるんですか。私、ちょっとその辺がどうしても今回理解できなかったもので、やっぱり要るべきところで、必要なところで予算は計上すべきと思いますが、その辺をお聞かせください。

企画課長（北島 徹君）

皆さんこんにちは。予算の関係で御質問がございましたので、私のほうからちょっとお答えさせていただきたいと思いますが、内容につきましては、先ほど議員ずっとるおっしゃっているとおりで、結局パトロールの保険の費用が要るということで、教育委員会のほうから話がございました。

その中で、福祉課のほうの課長とも協議をいたしまして、結論は今おっしゃっていましたようにどちらで組むかということでございましたけれども、老人クラブにつきましては、こちらの考え方といたしましては、その活動の一環として結局されると。老人クラブ、もしくはクラブの会員としてされるということでありましたので、そういう際につきましては、一団体に例えば教育費のほうから予算をつけるとか、いろんな活動をされていますので、その都度その都度、いろんな項目からそこに対してお金を支出する、または補助をする、そういったことよりも、その団体そのものが管轄と言うと語弊があるかもしれませんが、福祉課のほうと長年、福祉の行政に協力していただいている団体ということで、これが年度当初であれ

ば当然その活動費の中で織り込んで、こういった活動を今回からやるということでその中に事業費として計上されて、それを福祉課で検討されて、うちのほうに上がってくると思いますが、今回は年度中途、しかも、時間的にもどうしても結局お願いするに当たっては、会員さんたちの安全を確保して、もしものことがあった場合のお世話といえますか。は、こちらで見るべきだろうという考えに基づいた予算要求でございましたので、今回については民生費、老人福祉費の補助金ということで予算をつけさせていただいております。

また来年の当初になりますと、そこは今後検討するというところで3者協議したところでございます。

以上でございます。

4番（漆原悦子君）

今、協議の上で民生費のほうに回したと言われましたが、事業の中でするのであれば、年間事業の中でやるのが基本だと私は思います。お願いしてボランティアというのはやるものじゃないと思うんですよね、基本は。本当にそこまで教育委員会がやっていただきたいと思われるのであれば、教育のほうで予算をもらって、毎日来た人に食事を食べさせるとか、給食を食べさせるとか、私は前から言っているんですけど、そういう見返りというわけではないんですけど、そういう予算で計上するとか、1日のわずかばかりの日当を渡してあげるとか、費用弁償ですね、そういうやり方だったらわかると思うんですよ。余りにも場当たりの必要だから上げますと、そういうやり方はすべきじゃないと思います。

それと同時に企画課長に言いますけれども、一般会計の報告ですね、今回の予算の補正の説明をするときには、そういう肝心なところは全部飛ばされたでしょうが。みんな節穴じゃないんですよ。そうであれば、その時点できちっと報告するのが筋だと思っています。もう少し教育委員会もそういうところを踏まえて、予算の組み方、いろんなことを考えないと、お金を出すなど言っているんじゃないですよ。出すのはいいんですけども、きちんと皆さんに理解できるようにしないと予算は通りませんよ。

そしたら、私たちがもしわからなくて、ほかの予算に数字だけ入れられたらわからないじゃないですか。たまたま今回載っているからわかるようなものであってですね。だから、その辺はきちんと報告するべきところは報告する、その辺をしていかなかったら大変だと思います。

そして、言われるように、本当に長続きをさせようと思うのであれば、お金を払ってやってもらうのではありませんよ。本当にボランティアでやってあげたい、子供をちゃんと見てあげたいという人たちの集まりをぜひつくってください。

そして最後に、聞くところによると、名前をつけ出したらば、多過ぎるからへずってくださいとか、何人にしてくださいというふうな話も入ってきておりますので、そういうふうなやり方をしたりして続くとは思われないですよ。それと同時に、ある地域によっては役

員さんだけがしている。もう何回行ったってしょうがなかけん、名前だけつけ出したさいねと言われた方もいらっしゃる。どがんなとっとかいと聞かれてですね。

役員の方の奥さんとか、そういう方たちだけがずうっと、おいたちだけしか行かれんやろうないという人もいらっしゃいますので、その辺やっぱり相手の立場も考えて、保険をつけてあげることもいいんですが、その中まで入って、きちんと確認をしてからこういう事業展開をされるのがベストだと思います。

少なくともいいじゃないですか。やってくださる方を募っていくということですね、それをやっていかないといけないと思いますので、今度の会議がありましようから、その辺できちっと話し合いをしていただかないと、名ばかりで続きませんよ。それを思っておりますので、一応私はわかっていたんですけれども、本当言うとわかっていたんですけどね、余にもいろんな意見が入ってくるんですよ。表には出てこないかもしれませんが。自分たちばかり行かんばとか、いろいろ出てきていますので、その辺も酌んでください。来なかったらいろんな人に聞いて、それをやっていただきたいと思います。

最後に、全体的な安心・安全の町づくりの中で、実は婦人会が休止になっております。こういう中でもし何かがあったときは、女性の団体としていろんな場所で活動をしていただかなくてはいけない団体だと思っております。今後、それをどういうふうにやっていかれるつもりなのか、私たちの中にいらっしゃる方の中にはボランティア的にも立ち上げてくださりと言っている方もいるんですが、行政としてどういう考えを持っていらっしゃるか、これを聞いて終わりにしたいと思っております。お願いいたします。

教育長（吉田 茂君）

漆原議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思っております。

いろいろパトロールのことにつきまして、課長にさらに補足したいことがたくさんございましたけど、すぐ会議に入りますので、その点はその際に御容赦ください。

それで、差し当たってですが、婦人会の団体のことにつきまして経過報告をさせていただきます。

婦人会につきましては、先方のほうから話し合いたいという御要望が町長のほうにありましたので、私も管轄の関係で町長と一緒に同席しまして、婦人会というものはぜひ町にとつては必要なものだ、非常にいろんな面でこれまでの経験も生かしてもらわなくてはならないし、さらにさらに必要なことだということを力説しました。

しかし、役員の皆さんと随分話し合いをいたしました。かつ総会にもたくさん、役員、議員さんたちも御出席いただきましてありがとうございました。その結果をもちましてでも、一応現状の組織の状況ではこの際は解散せざるを得ないんじゃないかというような結論に婦人会自体でなされたようです。内部的には、自分たちはやろうと思っている意識は十分にある。ただ、今のような団体活動では県の下部組織、そういった形では活動しにくい面がた

くさんあるので、一回この場では解散やむを得ないんじゃないかという多数決によって解散をされたようです。

ぜひ私ども行政側、教育委員会側含めて、婦人の部、婦人団体は町にとっては必要かつなくてはならない存在だと思っておりますので、ぜひこれからいろんなアプローチをかけて、組織や内容は変わった形になるやもしれませんが、ぜひ何らかの形で新しい団体活動を始めていただきたいと、そう思っています。

失礼します。

議長（吉富 隆君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

町内入札について、執行部の答弁を求めます。

建設課長（江崎文男君）

私のほうからは、漆原議員質疑の町内入札について、町内基準はどうなっているかという質疑に対しまして御答弁申し上げます。

まず、先般より議会資料ということで入札について、それと平成21年、22年度の入札参加資格審査申請書類一覧表ということで資料提出をいたしております。これにのっって、まずは説明していきたいと思えます。

先ほどから言われました耐震あたりの工事または建設課においては道路、水路等の工事については、21年度から繰り越し事業ということで予算をもらっているところでございます。

まずは耐震補強工事につきましては、先日発注をしたところでございます。その中で、入札についてということで資料に基づいて御説明を申し上げていきます。

まずは申請という形で入札参加資格審査申請書の提出ということで、いわゆる2年に1回審査申請をするための申請書の提出をしてもらっております。これにつきましては、受付に書いてありますとおり、2年ごと、集中受付期間としては2月から3月までと、また、上記期間以外については、持参分については随時受付というような形で受け付けをしております。

受け付けをした書類につきましては、先ほど言いました議会資料の2枚目の入札参加資格審査申請書類の一覧表という中での一覧表に基づいて、中身が不備かどうかの審査をしているところでございます。

その審査に合格したものにしましては、受付名簿への登録ということで受付の登録をしております。

また、参考のところにありますけれども、能力等級については県に準じて決定しているが、ただし、県の等級を持っていない町内業者については、上峰町のD級として区分するとあります。これにつきまして、また後で御説明をしたいと思っております。

一応そういう中で登録をした業者において、上峰町が発注する発注関係という形で真ん中ほどから説明を申し上げます。

まず、発注関係につきましては、設計・積算ということで国及び県の設計・積算基準に基づいて工事費を算出しております。その工事費、要するに設計書の金額によって1,300千円以下、1,300千円から5,000千円、5,000千円以上というような形で入札の基準を設けております。

1,300千円以下につきましては、地方自治法の施行令167条の2項によります、要するに随意契約という中で1,300千円以下を随意契約、またはその随意契約の、9号まで随意契約の理由等がございますので、その理由等を見ながら随意契約にするか、入札にするかの検討をいたして発注しているところでございます。

また、1,300千円から5,000千円、要するに5,000千円以下につきましては、予算課がもとに指名推選と、また、5,000千円以上につきましては、指名委員会の開催をもとに指名委員会からの業者の推薦という中で業者選定をしておるところでございます。

業者選定が行われました次は起工という形で、起工伺をし、入札通知を出し、業者に資料配付と。また、見積もり期間を3日から7日、これは工事金額によって日にちが変わってきますけれども、見積もり期間を通じて次は入札会というような形で今しているところでございます。

続きまして町内基準、要するに町内基準といえますのは、私のほうから言いますと、県の登録をしております。県の登録といえますけれども、要は佐賀県建設業者施工能力等級というものがございます。上峰町においても、独自での企業の等級判別をしていませんので、要するに業者の等級につきましては、この佐賀県建設業施工能力等級表に準じておるところでございます。

しかしながら、佐賀県においてはA、B、C、土木に当たっては特Aというものがございますけれども、C級までの等級までしかございません。ただ、上峰町において、先ほど言いました審査申請書を出して県のC級になっていない業者の方につきましては、町内業者に限ってD級という級を設けて指名基準をつけているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

4番（漆原悦子君）

時間がなくなってきましたので、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

町内基準ということで、昨年度からいろいろな問題が発生しておりますので、再確認という意味で答えていただきました。

内容は一度聞いておりますので大体わかっておりますが、先ほど言いましたように、小・中学校の耐震工事がもう既に目の前に控えておりますが、この分についても入札が終わったのではないのかなと思っております。

昨年の12月までには実施設計とか、監理のほうですね、そっちのほうは終わっているだろうと思っておりますので、ことしの夏の小・中学校の耐震の入札において、もしわかれば設計額、

予定価格、それから落札金額、業者、その辺がわかったら教えていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

建設課長（江崎文男君）

先ほど申し上げました21年度の上峰町安全・安心な学校づくり交付金事業の上峰小学校耐震補強工事と同じく上峰中学校耐震補強工事につきましては、先日入札が終わりまして、小学校につきましては株式会社ニシムラ、中学校につきましては谷口建設株式会社となっております。

金額については、済みませんけれども、ちょっと資料がありませんので、後で御報告したいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

教育課長（大隈忠義君）

小・中学校の耐震工事の入札の件での質問でございますけれども、契約金額はわかりますので、御報告いたします。

小学校の耐震工事、株式会社ニシムラがとりました分につきましては、18,061,400円でございます。

中学校、谷口建設株式会社、請負金額34,807,400円でございます。

4番（漆原悦子君）

内容は後からもらうにしまして、じゃあ、落札業者さんのことについてお尋ねをいたします。

ニシムラさんは近場であるニシムラさんじゃないかなと思うんですけども、谷口さんというのはどちらですか。

建設課長（江崎文男君）

谷口建設につきましては、県の建築のA級ということで佐賀市内の業者でございます。

4番（漆原悦子君）

A級と言われましたので、佐賀市ということですが、基本は地元から三養基郡から鳥栖、それから神埼、佐賀と行くのが基本じゃないのかなと思いますので、そういうふうな手順は踏まれたんでしょうかね。単なるA級で、指名でされたというわけでしょうか。

時間がないので、この後の分はですね　そこだけ答えておいてください。後はまたあしたにでも聞かれるだろうと思いますので、よろしく願いします。

そして、次に入る前に、済みませんが、時間がないので、逆の回答からもらいたいと思いますので、お願いします。

まず、江崎課長はそれだけ教えてください。先ほど言った分をですね。

建設課長（江崎文男君）

今回の耐震関係の業者選定につきましては、鳥栖管内だけの地区ではなく、佐賀市まで含めたところの幅広い地区での業者選定という基準でしているところでございます。

4番（漆原悦子君）

またあした、同僚議員が同じような質問をする 内容はわかりませんが、別の方向でされると思いますので、これはこの辺で終わりたいと思いますが、私が見ている限り、最近随契がすごく多いと思うので、その辺を注意しながら地元業者育成に努めていただきたいということをお願いして、この項を終わりたいと思います。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

町税対策について、執行部の答弁を求めます。

税務課長（白濱博己君）

皆さんこんにちは。私のほうから4番漆原議員の滞納の状況についてと、それからもう1つでございますが、コンビニ納付の実態はということで御答弁申し上げたいと思います。

まず、お手元に資料を差し上げておるかと思しますので、その資料をもって説明させていただきたいと思います。

ちょっと小さくて済みませんけれども、上段のほうから20年度の決算、下のほうが決算見込みということで、まだ現在、決算の決定ではございませんので、見込み額ということで千円単位の御紹介ということで御了承いただきたいと思います。

下段のほうですけれども、まず、市町村民税のほうから随時説明いたしますが、調定、収入、不納欠損、未済額、徴収率ということで報告したいと思います。

合計でございますが、調定額が492,941千円でございます。前年度と比較して66,226千円の減でございます。収入済額は、合わせまして466,791千円で前年比で64,755千円の減でございます。今回、不納欠損を3月末にさせていただきました。不納欠損額は3,819千円でございます。収入未済額は合計で22,331千円で前年比5,290千円の減でございます。徴収率につきましては、合わせましたところで94.6%、これは前年比で0.4%の減でございます。

続きまして、固定資産税でございますが、合わせましての調定済額が合計で806,684千円、これは8,002千円の減でございます。収入済額は合わせましたところで722,899千円で前年比17,764千円の減でございます。不納欠損額は合計で15,433千円とさせていただきました。収入未済額は合計で68,352千円で前年比5,671千円の減でございます。徴収率につきましては89.6%、前年比で1.3%の減でございます。

軽自動車税につきましては、調定済額が合わせましたところで22,647千円で前年比の998千円の増でございます。収入済額は合わせまして20,006千円で782千円の増でございます。不納欠損額は451千円、収入未済額といたしまして、合わせまして2,190千円でございます。前年比で245千円の減でございます。徴収率は合わせましたところで88.3%でございます。前年比0.4%の減でございます。

たばこ税は調定と収入が一緒でございます、100%で、収入済額は58,814千円で前年比



3,235千円の減でございます。年々減少傾向にあるかと思えます。

入湯税につきましては、収入済額が1,439千円、前年比で196千円の減でございます。

町税の合計でいいますと、調定済額は1,382,525千円で76,671千円の減でございます。収入済額は1,269,949千円で85,168千円の減でございます。この減につきましては、法人の落ち込みの影響が多分にあるというふうなことでございました。不納欠損の合計で19,703千円でございます。収入済額は92,873千円でございます、前年比11,206千円の減でございます。徴収率につきましては91.8%、前年比で1.0%の減でございます。

国民健康保険税でございますが、調定済額が238,550千円でございます、7,864千円のこれは増でございます。収入済額は179,981千円で1,904千円の増でございます。不納欠損額につきましては8,195千円でございます。収入済額は合計で50,374千円でございます、2,235千円の減でございます。徴収率につきましては75.4%で、前年比1.7%の減というふうなことでございますが、全体的に見て現年分が町税で97.8%でマイナスの0.2%、国民健康保険税につきましては93.4%の現年でございますが、0.3%の減でございます、現年度につきましては減額で大変申しわけなく思っております。

しかしながら、滞納繰越額につきましては一般の徴収率が17.8%で、これは前年比3.3%の増、国民健康保険税につきましても8.9%ということで、前年比2.4%ということで、滞納者に対しましては過年分を徴収し、原則としては現年分を徴収するというスタンスで過年分は分納というふうなことも含めてということではございますが、残念ながら現年分が少なくなったということで、今後につきましては、現年分もプラスになるような形での徴収に全力を挙げていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、2番目のコンビニ納付の実態はということでございますが、このコンビニ納付につきましては、町民のライフスタイルの変化などに合わせましてのサービスの一環として、納付手段と、それから納付の機会の拡大を図りまして、納付の利便性を高めるために本年度、22年度の4月から開始しておるところでございます、曜日や時間を気にせず、24時間いつでもどこでも税金、そのほかには住宅の使用料とか保育料も含まれますが、簡単に納められるというふうなことになっておるところでございます。

新システム導入に伴いまして、納税通知書や各種納付書の様式が変更になりました関係もございますので、町民の方々にはその内容なり手数料の関係につきましても、広報紙、4月、5月等々でお知らせをしました。また、各納税者につきましては、1件1件本人様あてに資料を入れて啓蒙を図っておったところでございます。

気をつけていただきたいのは、納められる金額は1件1枚につき300千円以内というふうなことでございまして、また、納付期限を過ぎたならばコンビニエンスストアでは納付はできないということになっておるところでございます。また、従来の様式で交付していたものにつきましては、コンビニでは納付できませんが、普通に金融機関での納付の使用につま

しては構わないというふうなことでなっておるところでございます。

コンビニ納付でされました情報につきましては、即座にコンビニ店の本部に報告されまして、収納代行業者を通じまして、翌日の午後2時以降に役場に設置する専用端末によりまして転送されてまいります。納付された税金と、それから納付済通知書においては、コンビニ各社から本部に取りまとめられまして、確定した報告データが5日ごとに転送されてまいるというふうなことでございまして、収納金の入金、また、佐賀県農業協同組合からの納入通知書が5日ごとに送られてくるというふうなことの仕組みになっております。

ただ、この納付につきましては手数料が発生しておりまして、確定した段階では1件57円となっております。3月議会の予算特別委員会での予算としては1件60円と私申し上げておりましたけれども、業者選定なり、交渉の過程で3円ほど下がったのでありますが、それにしても57円ということで、金融機関での普通の一般の振替は10円でございますので、割高ではございます。軽自動車の50ccバイクが千円としますと、約6%弱かかりますものですから、コンビニ利用を第一に推進するというふうなことではございません。当然その利用料も町負担となっておるところでございます。

ちなみに5月の22年度の収納状況を申しますと、固定資産税1期目でございますけれども、524件で、金額にしますと98,182千円の税金の納入がございましたが、全体の比としては6.46%でございました。それから、軽自動車税につきましてはの件数が448件で全体の18.56%を占めておったわけでございます。合わせまして972件と、それから21年度分の過年度分のコンビニの納付再発行分を合わせますと、合計で1,231件の件数がありましたものですから、基本料金15千円と57円掛けました合計の89,425円をお支払いしているというふうなことでございます。

今後につきましては、その趣旨等を十分にさらに啓蒙した中で御協力を願い、また、納付につきましては、滞納がなきように皆様方に周知を図っていきたいというふうなことで考えております。

私のほうからは以上でございます。

4番（漆原悦子君）

今、課長のほうから報告がありました。滞納の現状、コンビニの実態ですね。

滞納のほうは、課長が言われたように滞納の収納はふえているんですが、すべてに対して全部減になっております。そういう中で、どうしてもトータルの滞納金というのが下がっていかない。大体同じペースで横並びで動いていっているというふうな状態ですので、20年度、21年の末で143,000千円まだ滞納のトータル、町税と国保であります。前年度が156,000千円強ありますので、1億円税収が減っただけで、だから金額的には余り変わらないと。収入がですね、課税された金額が少ないものですから余り変わらなかったのかなと、なべてですね。滞納は一生懸命に佐賀県滞納整理機構を使って頑張っていらっしゃいますので、効果は出て

きていると思いますが、先ほど来言われているように、コンビニ納付の分が1件60円の手数料が57円、3円安くなったことはとにかくありがたいとは思いますが、今回、住宅費、保育料、町県民税、それから住宅の駐車場代、そういうのも全部入っているわけでしょう。コンビニ納付でできるようになっているわけですよ。ということは相当な金額が出ますよね。

それで、どうしても4月、5月の官報を見ていただいてもいいんですが、下のほうに書いてありますよね、コンビニ納付ができますということで。金額が小さく書いてありますよね、納付がコンビニでできますということもですね。

ごみは、環境のほうは最近ずっと言われているのででかでかを書いてあるんですが、せっかくこの制度をやっているのに小さくしか書いてないわけですよ。というと、コンビニ、目の前にセブンイレブンがありますが、役場の窓口とほんの少ししか離れていないにもかかわらず、コンビニで納付していらっしゃる方が多々いらっしゃるわけですよ。

そういう中で、軽自動車税なんかは、バイクなんか、千円に対して57円になって、前の分より3円安くはなったんですが、57円払わなくてはいけないわけですよ。そうなるとすごい金額になりますので、この金額は何で前納という機械上のシステムだったのかもしれませんが、固定資産税にしてもしかりですが、金額が少ないにもかかわらず、千円、千円、1期、2期、3期というふうな格好で、ちょっとオーバーした人たちなんか千円、千円、千円とか何枚にも分かれているわけですよ。

そうすると、コンビニに持って行くと、4枚あったら、57円ですから単純に60円で計算しても240円要るわけですよ、繰り上げて。そうすると、何のためにやっているかわからないようになってくるので、収納率はよくなるかもしれませんが、もっとこのお金の有効活用をするために啓蒙をしないと、中の納付書に書いていますと今言われましたけれども、あれはぱっと出したときになかなかわかりませんよね。コンビニエンスストアで払えるようになったというのはすごくわかるんですよ。ところが、この手数料ということに関しては、そんなにPRはしていないんじゃないのかなと。

今、財政が厳しいというのであれば、どんと「税金は役場で納めましょう」ぐらいの打ち出しをされて、もっとやっていかないとこのお金もばかにならないんですよ、千円、千円といっても。今、1カ月で8万幾らでしょう。さっき5月の時点と言われましたけど、約89,495円ですか、約90千円払ってあるんですから、これの1年はならんですね。ずっと期が違いますから、4期とかずっと来ますけれども、ばらばらですべてが12枚ずつですから、家賃にしても駐車場にしてもすごい金額になると思うんですよ。

ですから、でき得れば今月の6、7月号かな、今来ている官報も小さくしか、コンビニで納付ができますというところはすごくわかりませんが、この手数料の件は書いてありませんよね。だから、その辺をもっと大きく打ち出して、役場はすぐそばですから、役場で基本的に どうしようもない人は仕方ないと思うんですが、つついコンビニエンスストアのほ

うが行きやすいんですよ、何となくぼんぼんぼんと押してもらえるからですね。ところが、そういうところから意識を変えて収税アップに努めていかないと、すごい金額になってよいかと思います。

それで、前納が納付書になぜつけられなかったのか、機械上そうになっているのか、昨年11月24日にアクロシティというものにかわりましたよね。だから、その辺の機械の都合なのか、前納の納付書は入れられないものなのか、もし入れられるとするのであれば、来年度の検討事項として入れてもらわないとすごい金額になるのかなと思っております。

と同時に、滞納の人たちに今度延滞金がかかっておりますよね。1カ月で4.5、それ以上で14.5%。これは今、そろそろ出納閉鎖が終わったばかりですが、今年度滞納のこういう延滞金を取るようになって、年間でどのくらい収納はあったのでしょうか。もしわかるのであれば、わからなければ後でも結構ですけれども、それを教えてください。

まず1番は、前納の納付書がなぜ入れられなかったのか、今まで皆さん、結構払っていらっしゃると思うんですよ。前回は要するに賦課金というか、還付金がなくなっても前納でしている人は結構多かったと思うんですよ。だから、その辺をなぜ取りやめられたのか、それをお聞かせください。

税務課長（白濱博己君）

コンビニの収納における納付書の件でございます。

昨年、アクロシティに11月24日かわりました中で、今回4月に向けての納付書の検討会というふうなことで再三にわたって会議があったわけですが、システム上の中で昨年までであった前納の分の1枚と、それから各期における4枚と、ですから5枚昨年はありました。それで、賦課した後、町民の方々から数件、前納で納めるのはどうしたらいいんですかというお問い合わせがありました。それで、済みませんが、1枚の納付書につきましては、今回は出ないようにになりましたので、4枚続けて、それを4枚お願いしますというふうなことで言いました。その4枚コンビニで納付していただきますと、57件の4件ということで、本当に町にとりましては大変負担になります。4月、5月に町の広報紙で出しましたが、納付手数料は町で負担しますということで小さく書いておまして、大変申しわけございません。

今後につきましては、収納の協力依頼もですけれども、コンビニでの利便性はそれで生かしたいと思っておりますけれども、なるだけ役場なり、農協さんなり、近くの金融機関に納めていただくように啓蒙を図っていきたいというふうなことで考えておるところでございます。

それから、延滞金の件でございますが、ちょっと今、ここで21年度の決算のデータがございません。後ほどお知らせをしたいと思っておりますが、昨年、20年度の決算では550,101円ございました。後ほど説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

4番（漆原悦子君）

今言われたように、自分が今見ても、広報紙、本当に下のほうに小さく、4月、5月の最初の皆さんのお知らせが小さくて、私も正直言ってこうやって探しました。最初、どこに書いてあるのかなということで、そのくらい小さいんですよ。これだけの負担がかかって、今現在の消費税より高いんですよ。正直言って消費税は5%ですから、それも町負担となっていると、手数料がですね。その辺、やっぱりしっかりと啓蒙をして、でっかく書いて、掲示板でもいいですよ。「税金は役場で納めましょう」でもいいですけども、とにかく皆さんに言っていかないと、本当に便利だから皆さん払っちゃうんですよ、コンビニで。12枚払われたら、本当1カ月分が何にもなりませんよ。本当言ってですね。千円の駐車料をもらっていて、12枚を全部コンビニで払ったら、1カ月分ただと一緒にですね。ちょっと足りませんが、そういう状態になりますので、何のために利便性でやっているかわかりませんので、その辺、少し気を引き締めて啓蒙に努めてください。

以上で終わります。

議長（吉富 隆君）

答弁はよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ただいま4番漆原悦子君の一般質問が終わったところでございます。

お諮りをいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、14時45分まで休憩をいたします。休憩。

午後2時25分 休憩

午後2時45分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

1番松田俊和君、お願いをいたします。

1番（松田俊和君）

皆さんこんにちは。松田と言います。私のほうから2点質問をさせていただきます。

まず1点目、行財政改革についてという名称で項目をとっておりまして、内容といたしまして、22年3月、ことしの3月に議会の開会がありましたけれども、それ以降において、要するに、きょう現在までの町の取り組みはどのようにされているか。その内容といたしましては、節約の度合い、どういうふうに節約をとって計画を立てておられるのかということの質問、2点目には、先ほど話に出ていましたけれども、危険地域の解除、これに基づく立案は、どのような立案を立てておられるかということのを伺いたいと思います。3点目に、今現

在非常に問題になっております畜害予防対策をどのようにとられて、また、検討されているのかをお伺いしたいと思っております。

2番目に対しましては、町内施設の夏季の使用状況に対する対応ですね、どのような清掃とか、こういうふうに今現在準備して、町民の皆様にご利用していただくか、対応をとっておられるかということを知りたいと思っております、その内容といたしましては、設備の電球の球ですね、電球といえば球ですけども、それとか、あと樹木の伐採の関係及び施設に基づく、その周りの地面ですね、そういう面の整備の準備はいかがとられているかということを知りたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（吉富 隆君）

行財政改革について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（北島 徹君）

松田議員からの行財政改革について、平成22年3月議会以降の町の取り組みはと、その中で節約の度合いはというお尋ねでございますので、御答弁申し上げてまいりたいと思っております。

直接企画課のほうで担当しております範囲について、まず、申し上げをさせていただきたいというふうに思います。

企画課の財政係のほうで担当しております事務機器及びその他の物品の件でございますけれども、まず、コピー機につきましては、紙に色を定着させて使いますけれども、このトナーを可能な限り再生トナーというものにしております。すべての機械ができるわけではございませんけれども、その再生トナーを利用できるコピー機につきましては、これを利用するようにしております、これを利用することによりまして、新品の25%の価格で購入できております。また、このコピーの用紙につきましては、従来のものから、現在は間伐材を材料とした木になる紙ということで、エコ商品ということにもなっておりますけれども、このものに変更をいたしております、これによりまして、購入単価を5%節約できております。それから、従来より行っております使用済み用紙の裏面印刷、これにつきましても、可能な機械については引き続き続けております。

次に、電気料の関係でございますけれども、庁舎内の空調の設定温度は28度ということにしておりまして、冷やし過ぎをしないようにと、防止するようしております、機械の運転も6月中旬以降、もう設定しっ放しということではなくて、その日その日で判断するようにして、節減に努めております。また、昼休みにつきましては、2階の天井の照明をすべて消しております。1階につきましては来客がお見えになりますので、不可能だというふうに考えております。それで、昼休み時間は2階の照明をすべて消すということにいたしております。

それから、午後6時30分には庁舎内で一度消灯をしまして、残業をする職員については、

その残業している職員のいる場所のみを再点灯するように協力してもらっております。

それから、庁舎西側町道の街灯でございますけれども、これにつきましては日の入り時間に合わせまして、小まめに調整をいたしております。冬場は5時30分に点灯するようにしておりましたけれども、現在は7時30分に点灯するというふうにしておりまして、これによりまして消費電力の節約を心がけております。

このほかに企画課では、広範囲に及びます財産管理を担当しております。主なものとして、鎮西山、それからホリカワ産業跡地、庁舎及びその周辺、中学校体育館北の土地などがございます。これらの管理につきましては種々の問題が発生してまいりますけれども、安易に業者に委託することなく、できるだけ職員で対応するという原則にして、それによって経費を節約しております。この具体的な内容につきましては、本議会の開会日の町長行政報告の中で、既に町長から詳しく説明をされておりますので、その部分につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。いずれにしましても、今後とも節約に心がけながら業務を推進してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

総務課長（池田豪文君）

行財政改革の2番目の、危険地域の解除につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。この件につきましては、学習等供用施設の前の町道冠水対策という御趣旨であろうということで答弁をさせていただきます。

この件につきましては、先般、大字前牟田の区長さんたちが5月7日、区長会の後、立ち寄られまして、現地町道の冠水対策について要請をされております。さきに漆原議員さんからも御質問いただきましたが、本町道の冠水につきましては、消防車両の出入り、あるいは学習等供用施設の利用面、道路の通行不能等、今日まで役場としても課題でございます。

区長様の御意見といたしましては、以前は道路をかさ上げた場合、付近の住宅に水が入ってきて、悪影響を及ぼすおそれがあったと。しかしながら、今は井柳川の河川改修によって、その心配はなくなったと、そういう御意見をお聞きしたところでございます。早速、建設課の協力によりまして、どの程度の事業費になるか、概算で算定をしてもらいました。工法等につきましては建設課長より述べさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

建設課長（江崎文男君）

こんにちは。私のほうからは町道寺家田辺線道路についての概要を説明申し上げたいと思っております。

先ほど総務課長のほうから答弁いたしましたように、先般、区長さんのほうから要望書等が来まして、早速、総務課のほうからの指示で現地踏査いたしまして、それをかさ上げすると、どのくらいの事業費がかかるかということで試算をいたしております。私のほうからは、

この町道につきましての工事の内容について御説明申し上げます。

もともこの町道につきましては、クレークを埋め立ててつくった経緯がございまして、道路の高さとしては、格納庫周りが一番低くなっております。要するに、この道路につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、野越的な要素のある道路でございます。

そこで、かさ上げ工事ですけれども、東西の町道の高さを結んで計画いたしますと、格納庫前で約50センチほど高くなります。現在、区長さんたちからの要望書の中の写真等とか説明を見ると、その格納庫への流入が幾らかあるということですので、大体ほぼ50センチぐらいの一番低いところで冠水しているようなことになるかと思えます。

この計画で、この町道をかさ上げいたしますと、事業費として約7,000千円ほどかかる見込みでございます。先ほど総務課長の答弁にもありましたけれども、この工事をする事で周囲に及ぼす影響はないと、区長さんたちからのお話はありましたけれども、実際、西の町道と東の町道でいきますと、約100メートルぐらいの延長でございまして、幅員といたしましては6メートル、そこを50センチほどかさ上げすることによりまして、現在、冠水している水量におきますと約260トンほどの水量が冠水しているようになるわけでございます。この200トン以上の水量が、周囲に何らかの影響がないものか、ちょっと懸念されるところもございまして、今後は周囲の皆様方の意見を聞きながら計画していかなければならないと、建設課のほうでは思っているところでございます。

以上です。

教育次長（鶴田良弘君）

1番議員の御質問の中の、節約の度合いの面について生涯学習課のほうから答弁させていただきたいと思えます。

御存じのとおり、生涯学習課は町民センター、体育施設、さまざまな施設を持っています。その中で電気料、大変高い金額を支払っていますけれども、そういう電気に関しましては節電をまず利用団体、いろんな利用者が来られますので、まず、そこに節電をお願いしていると。そして、各部屋には節電に御協力をというようなことで、スイッチを入れるところにそういう形をとっております。メインスイッチは事務所にありますので、会議が終わり次第、うちのほうでメインスイッチを切っているというような状況で節約を図っているところでございます。

それから、冷暖房につきましては今、企画課長のほうから申し上げましたとおり、設定温度を冬場は20度、夏場は28度というような手づくりのプレートを、カラーで各部屋に張って、それも厳守していただくように促しているところでございます。

それから、町民センターの長い通路がそれぞれ1階、2階ございますけれども、それを歩行に差し支えない程度に間引きさせていただいております。暗くでもない、明るくでもないというような間引きを若干させていただいております。



それから、それぞれ施設については当然修理が出てくるわけですが、大きい修理については財政にお願いしなくちゃいけないんですけど、簡易なものについては職員で修理を回しているところがございます。

それから、会議等の個人情報に関係ないような資料については、裏面コピーをさせていただいております。

それから、もちろん昼休みについては事務所は節電ということで電気を消すというような指導をしております。

以上でございます。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

こんにちは。それでは、私のほうから松田議員の行政改革についての、22年3月議会以降の町の取り組みはの3番目の、畜害予防対策等について回答していきたいと思っております。

この件については、宮崎県で発生しました口蹄疫のことかと思っておりますけれども、今現在、町内9戸の農家で約800程度飼育されております。もちろん、肥育部会の部会長との電話先でのお話だったんですけども、宮崎県からの素牛の導入はないということで、うちに入ってきているのは鹿児島県と長崎県からだということでございました。

一応県のほうで会議がありまして、それぞれ各関係者に情報提供がなされ、町においても先ほど申しましたように、肥育部会長と現状把握を行って、町内の肥育牛については異常がないことを確認しておりますし、また、畜産農家以外に偶蹄類家畜調査ということで、ヤギを飼っている農家が2戸ほどございましたので、そこについても、すぐ消石灰の散布をお願いしたところがございます。また、課長会議の折に町内の現状報告をし、情報の共有化を図っているところがございます。さらに、町民に対する広報として、ホームページで周知を図っておるところでございます。

また、あした6月15日ですけれども、県のほうで、この口蹄疫の会議が開催されますので、そこで、さらに詳しい情報が入ってくるかと思っております。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

今、答弁いただきまして、その内容をただしてみますと、機構改革に伴う行事的な面に関して、北島課長を初めとして、そういう面に関しては節約をしておりますと言われて、伺いました。

それで、私は一番最初にも書いていますとおり、行財政改革について、今までは行政に関しての説明は、こういうふうに節約しておりますと言われてきましたけれども、私は財政面に関しての節約度合いに関して、今まで全然、金曜日にも補正予算がありましたけれども、説明はあっておりません。私はきょう、ここから、今からちょっと説明方々尋ねたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、これはことしの3月、22年度の当初予算が発表されました。その中において、金曜日の分に対応する補正予算に関しては、また後で質問しますもので、まず、3月度からの質問とさせていただきますいんですけれども、当初予算書のページ89、ここに書いてあります。22年度の時間外予算は、89ページには7,678千円となっています。21年度においては、これも予算書ですけれども、同じくページ数は89ページ、5,446千円が予算書にトータルで上がっております。その前の、私が調べた範囲において、今2件は予算書ですけれども、この20年度から以降は決算に基づく数字ですけれども、4,636,219円、19年度は4,386,989円、18年度は4,254,089円、その中で町長は今現在、日本で行政的に見て、人数が72人しかおられないから、非常に忙しいとたびたび言われておりました。その人数を当たってみますと、私が最後に言いました、18年度は81人、19年は78人、20年度は75人、21年度は72人の数字に上がってきております。これに基づいて、時間外はこんなにふえて、去年度21年度とことしので、時間外だけで2,230千円違います。この非常に上がった内容を、まず教えてください。

以上です。

総務課長（池田豪文君）

この件につきましてお答えさせていただきます。

平成21年度の当初予算で申し上げますと、5,472千円、3月補正後で言いますと、5,893千円が予算ということになっております。平成22年度の当初予算につきましては7,800千円。この理由といたしましては、21年度の超勤の算定につきましては、本俸の3%ということで積算して行っておりまして、平成22年度は本俸の4%ということで、1%上げております。と申しますのも、先ほど松田議員のほうから、人員の減になっているぐあいを申し上げられましたが、21年度から22年度にかけましても、正規職員で言いますと定年退職者が2名、それと中途退職者が2名ということで、合計4名少なくなってきております。これを人件費の度合いで言いますと、約32,000千円の減ということになります。それと、あと臨時職員も建設、総務等で減っておりまして、この2人合わせましても4,100千円ほどになります。これを合計しますと36,000千円の減と、そういったことになってきております。人員が減ってきますと、当然業務量が一緒であれば、どこかに業務過多になってくると、そういったこともありますので、1%を増にさせていただいたというのは、そういう理由でございます。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

今、池田課長から答弁していただきましたけれども、1つお尋ねしたいんですけれども、要するに今現在、町財政改革に基づいて、人員が72名と極端に少ないから、先ほど言われました3%から4%に上げましたと言われましたけれども、この上げた趣旨というんですか、趣旨は、それは人員が少ないからかもわかりませんが、財政改革という改革のもとに

はなっていないんじゃないでしょうか、その辺をお尋ねいたします。

総務課長（池田豪文君）

本町におきますところの適正な人員というのがどの程度かというのは、議員と意見が分かれるところかも知れませんが、どれだけ減ればいいのかと、そういったところはなかなか難しいのかなと。だから、簡単に言いますと、じゃあ職員はずっと減って行って、そして、業務量を落としていけばと、そういったことになると、町民の皆さん方へのサービスもおろそかになっていくと、そのようになってくると私は思います。

それで、先ほど申し上げましたように、正規職員の減になった部分というのは非常に効果がある部分でございます、これが単年度で終わることなく、この4人というのは、来年度も再来年度もこの32,000千円というのは、ずっと減になったまま続いていくものでございます。しかしながら、こういった状態では非常に業務的にも支障がありますし、ひいては町民の皆様方にも影響を与えていくと、そういったことでございますので、私どもとしましては、今回6月の補正のところでは新規職員の採用をお願いしていきたいと、そのように考えておるところでございます。

そして、もう1点は、じゃあ超勤手当を上げないほうがいいかも知れませんが、じゃあ超勤した分を支給させないとなりますと、労基法上の問題ということも当然出てくると思いますので、やっぱりそこら辺のところは、減になったものは減になったものとしてあります傍ら、超勤というのは適正にやっぱり予算を組んでいかないと、雇用者側としての問題点が残るんじゃないかなと、そのように思う次第でございます。

1番（松田俊和君）

今、池田課長が言われたとおり、その内容に伴う勤務の意欲を増すとか、要するに住民に対するサービスが低下するとか、その辺の理由はわからないでもありません。だけれども、今度は6月度の補正の予算にかかわってきますけれども、今度の42号の案が出ています内容に基づいてトータルしますと、先ほど3月度における時間外は4,800千円という数字を言われました。それに基づいて、管理職の手当、3月度における管理職のトータルの数字は、4,800千円あります。3月度における管理職手当は4,800千円。それで、今度の6月度において、42号に基づく補正予算として、管理職の、要するに副課長さんがおられなくなりますもので、その減額、1,560千円が減額されました、管理職手当がですね。だから、4,800千円から1,560千円引くと3,240千円になります、管理職手当だけの要するに6月度の予算はですね。年間22年度に対して。そして、今度は残業手当、先ほど7,800千円と言われましたけれども、これに基づく6月度の補正予算は、要するに副課長さんが今度は残業手当のほうにかかってきますから、その関係で1,700千円ふえます。そうしますと、先ほどの7,800千円と1,700千円を足すと、残業手当だけで9,500千円になります。そうすると、管理職手当と残業手当を3月度においてトータルすると、12,600千円。それが今度の副課長さんがいないという状態

で、残業手当のほうに回した場合は12,740千円。これは予算書の内容だから、残業をせんでから、残業手当が減る可能性は当然ありますけれども、数字上は節減どころか、反対に上がっているんじゃないでしょうか。財政改革とかという名称が、機構改革にはなっておるかともわかりませんが、財政面に関する節約というのは、先ほど池田課長から言われて、サービス面が悪くなるとかいろいろ言われましたけれども、財政面の改革がやっぱり一番最初の、町長の施政方針でもあったように、機構改革ばかりの話じゃなくて、この財政面の改革もやっぱりぴしっととった状態で、こういう変革というんですか、これをとられる考えはないでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

総務課長（池田豪文君）

私のほうから6月の補正関係のところを申し上げますね。あとの点につきましては町長のほうから申し上げてもらいたいと思います。

まず、6月の補正におきまして、副課長の管理職手当ですね、月額10千円の管理職手当につきまして、9カ月分減にしております。10千円掛けるの13人掛けるの9カ月分ということで、1,170千円。それと、あと超勤手当ですね、7月から向こう3カ月までの超勤手当の分として1,700千円の増、差し引きますと、7月から来年の3月までの分では530千円の増ということになります。ただ、この部分では参議院議員選挙の分は除いております。参議院選挙の分で補正予算の一般会計の部分で、北島課長が触れたかと思っておりますけれども、750千円ほど、また補正をお願いしているところがございますが、この部分については副課長たちも選挙の事務従事者となってもらわないと、選挙自体が投開票の執行ができないと、そういうふうにもなりますので、その部分は750千円ほどありますけれども、そのほかの財源としましての超勤手当、それに管理職手当を差し引いたところでは、530千円の増ということで御理解いただければと、そのように思うところでございます。

以上です。

町長（武廣勇平君）

1番松田議員の御質問でございますが、今回の機構改革に伴い、副課長が管理職じゃなくなることによって、超勤が発生するという御指摘でございますけれども、これはもう先ほど冒頭にも申し上げましたけれども、上峰町の置かれる状況というのは、全国でも一番厳しい立場、2番目に厳しい立場だということは申し上げさせていただきました。人口1万人当たり76人で仕事をしているわけでございますが、これの解消ということが、まず早急に私の頭の中にもありました。

その中で、今、どういう形が一番業務に支障を及ぼさず、住民サービスを維持したまま、職員の負担を減らすことができるかという中で、係員の数をやすということが、まず一番行わなければならないことであつたわけでございます。その中で、当然係長さんが係員になるということもあつまして、副課長さんは課長補佐という位置づけで、本来昔あつた課長、

係長、係員という形に戻すことが、今の上峰町の行政の執行の上でもふさわしい形だろうというふうに頭の中に描いておりました。この間、議論を続け、今申し上げました530千円ぐらいの増になるわけでございますけれども、管理職を管理職以外にすることによって、530千円の負担がふえるわけでございますが、これは職員さんの負担が極限まで来ている、その中での職制の見直しということで考えているところでございます。

以上です。

1番（松田俊和君）

私は、そこで1つお尋ねしたいんですけれども、一番最初に書いていましたとおり、行財政改革、要するに町長としては機構改革を伴う、要するに町の安定化というんですか、その辺をとっていきたいと所信表明でも言われております。その中において、今現在、この、要するに42号議案に基づく財政の給与面に関してはですけれども、いろいろ変更があっているみたいですが、その中において、機構改革が先なのか財政面が先なのか考えたときに、機構改革をこういうふうにならされて、財源の面に関しては、先ほど池田課長が500千円のプラスになりますよと、このプラスになりますという言葉自体が、財政健全化、要するに節約をいかにとるかという問題が今ここに非常に、上峰の財源を考えたときに、大苦勞しているわけです。そこを500千円ふえますから、どうのこうのとか言われても、私としては、何が財源が節約する面に関して言えるかなと私は思いますけれども、その辺を機構改革とともに、財政の改革に伴う両方の面に関して、もう一回答弁をお願いいたします。

以上です。

町長（武廣勇平君）

1番松田議員の御指摘にありました、機構改革が先なのか、財政改革が先なのかということでございますが、私はその二者択一の話ではないというふうに思っております。これは施政方針でも述べました。住民のサービスの維持と財政の健全化の両立を、厳しい状況でございますから、やっていきたいということを申し述べてきたわけでございます。機構改革を今現在行わなければ、手前の意見としては、異動ができない等ございますが、ひいては、先ほど担当課長申しましたとおり、町民のサービスの低下につながるという、いろんな場面でそうしたことが起きております。だから、町民サービスを維持しながら、その中で財政の健全化、今まで定員管理によって、集中改革プランで定員も極限まで少なくしてきたわけでございますので、これは今の上峰の全体を現実的に考えた上で必要である措置だというふうに考えております。

以上です。

1番（松田俊和君）

今言われた中で、機構改革をとるのも当然、財政の面の改革をするのも当然と言われました。現在において機構改革の、要するに副課長はなくしますよと言われて、要するに機構

に伴う図面ですね、要するに組織ですけれども、先月の6月号の町民だよりの中に機構が載っております。これ去年の内容と全く一緒です。それに基づいて、私はここに控えていますけれども、去年の6月、ページ数まで書いていますけれども、ページ144ページ、ここに町長の答弁として、機構改革につきましては来年度 要するにことしの4月ですけれども に向けて進めていきたいとスケジュールを持っておりますというふうな答弁をされているわけですよ、ことしの4月に。ところが、現在、先ほど言いましたとおり、全く一緒の機構が出されているわけです。そのときにおいて、副部課長が 名前が変わったものとなりますけれども、また機構が変われば 機構といいますか、組織が変わればですよ、要するに、また手当の残業代のどのとかという面も変わってくるんじゃないかと思うわけですよ。その辺わかりませんが、そういうふうに何遍もころころ変わるという段階で、組織が先なのか、財源をぴしっと決めた状態で、どちらも私は一緒にしてもらいたいわけですよ。組織の状態と、要するに財源が幾らかかるというのをぴしっと出す状態、今現在は、片一方はどんどんどんどん進めておられるけれども、私が言わんとするところは、財源のほうも一緒に上がってきているわけでもんね。そうじゃなくって、やっぱり節約という面は並行に考えていただいて改革をしてもらいたいというところで、この4月にしますと言われたのも、全然今現在なっていないと。名称だけの変更はあっていますけれども、機構改革は名称だけの改革と私は思うわけですよ、私としてはですよ。町長さんから見れば違うかもわかりませんが、そして、管理職から一般のほうになりますから、それは機構としては大分違うかもわかりませんが、組織上の面においては当然変わってくるんじゃないかと思えますけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

町長（武廣勇平君）

1番議員の御質問にお答えさせていただきます。

これは私も大変陳謝をしなければいけないことだと思っておりますが、1年間業務に従事してまいりまして、職員の業務が4月には大変支障があることがわかりました。また、議論もしっかり現実と照らし合わせて深めることができなかつたという反省点があり、業務の支障がない7月に機構の改革と申しますか、機構を変更させていただきたいというふうに考えてまいりました。

しかしながら、今現在、まだ所掌事務等の議論も検討課題が多々ございますし、この1年をかけて、4月には農業委員会、そして子ども安全課という部分について、また、7月には職制の部分について、また、来年までには までにはと区切りませんが、なるべく早い段階で職員の仕事がスムーズに行われるような体制を、期間を持ちながらやっていくことが必要じゃないかと。これには降格とか降任とかいうこともかかわってきますので、定年退職者の退職にあわせて展開していく必要があるんじゃないかというふうな思いで、多々反省をいたしております。それにつきましては本当に申しわけなく思っておりますが、私も期

限をぼっと言ってしまうようなところがございましたけれども、今後は慎重に担当課、課長さんたちと議論をしっかりとしながら、できることからやっていくという姿勢で臨んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

1 番（松田俊和君）

1 番目の 1 番目に対する質問はこれで終わりますが、最後に、今、町長さん言われましたとおり、まあ まあと言ったら失礼ですけども、やっぱり組織上を組むときには今後考えて、私の意見としてですけども、町長は何遍も施政方針の中で言っておられます協働・協治ですね。失礼な話ですけども、生涯学習と健康増進課ですね、やっぱり課は違いますけれども、内容的にはやっぱり一緒じゃないだろうかと。そういうときに、こっちが人間が足りんから、こっちが暇だからという言葉は私は言いませんけれども、やっぱり協調性を持った、要するに課を少なく、今15課ある、その内容をやっぱり統合して改革を進めていくという面に関してもお願ひして、この面に関しては質問を終わります。

2 番目に対する中で、安全面に関する答弁はされましたけれども、私が一番聞きたいのは、先ほど池田課長から、ちょっと言われましたけれども、その面に関する洪水ですね 洪水というんですか、大水というんですか、深いときには50センチぐらいかかると。その面に関して、あそこの前にある消防小屋は、まだできて10年もたたないんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、話によると 話によるとというのは、私もすぐそばの家だから一番わかっておりますけれども、以前からそこは、先ほど違う名称で江崎課長言われましたけれども、水がたまっておる状態なんですよ。今からどうのこうの言っても始まりませんけれども、消防をあそこにつくったというのが、まず問題点で、もうつくってしまったから私は何も言いませんけれども、建設課の江崎課長は答弁をいっぱいしていただきました。あそこに関する消防署に関するところは、総務課の池田課長の担当だと思っておりますけれども、江崎課長と検討して便宜を図りますと言われましたけれども、どういうふうな便宜を図ってられるか、池田課長にお願ひいたします。

以上です。

総務課長（池田豪文君）

現地に消防格納庫ができましたのが平成元年でございます、もう20年ちょっと経過しております。ちょっとその前を話しますと、大字前牟田のほうにつきましては、坊所新村と東前牟田で1つ部があって、そして井柳にもう1つ部があると、そして前牟田じゃなかったかなと、そのように思っておりますが、平成元年、町制施行を契機といたしまして、前9部ぐらいあったのを4部、本部まで入れますと5部ということで集約を図りまして、その当時、昭和63年から平成元年にかけてだと思っておりますが、部の統廃合を図りまして、現在の地に設けられております。設けられた理由といたしますのは、1つにはやっぱり町有地だったからとい

うことが1つあると思います。新たに土地をやっぱり購入しなければならないとなりますと、お金もちょっとかかるということもありますし、また、大字前牟田の地形上から言いますと、あれぐらいのところがちょうど位置的によかったんじゃないかならうかと。井柳とか、あるいは上米多とか、ちょっと東前牟田からは若干遠うございますけれども、その中心的なところに位置するということが目途じゃなかったかなと。前の部につきましては、御承知のとおり、床屋さんの横に位置しておりましたけれども、あそこの既存の場所ではちょっと狭くて、そして、団員さんたちの駐車場というのも確保しなきゃいけないと、そういった利便性が先にいとっていると、そういったところで、あの場所に立地をしたということで思っております。

以上でございます。

1番(松田俊和君)

今、池田課長から、あそこが建ててからもう20年もたちますと。たちますというのは、それはそれでいいんですけども、あそこの水の現状は、去年おとしから始まった問題じゃないわけですよ。要するに、もう建った時点から、あそこはもう水がああいうふうな今の現状になっていたはずと私も記憶しております。その時点において、こういうふうになりました、こういうふうにしておりますじゃなくって、先ほど漆原議員からも言われましたけれども、ハザードマップはつくっていますと、だけれども、ハザードマップを活用するための消防車も活躍されませんというふうな現状なわけですよ。そこを町の行政の方も、総務課も建設課も、町の行政皆さん関係あるかもわかりませんが、要するにそのままの状態、そのまま20年間はほったらかしにしてあると、言葉は悪いですけどね。そういうところをやっぱり補正予算なら補正予算、別議案なら別議案で、やっぱり建設課、総務課、町長さんもそれは当然ですけども、ぴしっとやっぱり、こういうふうの問題があるならば ただの問題じゃないわけですよ。防災に関する、要するに危険度というのは何よりも一番優先的じゃないでしょうかね。私は考えますけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

総務課長(池田豪文君)

さきに漆原議員からも道路整備といいますが、道路の状況なんかでも優先度合いということも御指摘がございましたが、消防だけを見ましても、第1部の格納庫のところもそうでございますが、あと消防自動車とか、サイレンとか、そういったもろもろのことで非常に課題も抱えております。それで、全庁的な部分の課題の部分を取り上げていきますと、とても何億円もかかるような、そのような形にならうかと思っておりますので、この点につきましては非常に私も冒頭、議員さんの御質問の中でも、ずっと課題であったということを申し上げました。例えば、第1格納庫の部分だけでなく、あと学習等供用施設を利用するに当たっても、非常に支障があると、そういったこともございますので、そこら辺は建設課長も地元の方々、付近の方々のことも当然、下流の方とかございますので、そういったところも勘案しな



がら、道路のかさ上げについては、今後検討していかなきゃいけないということで答弁しておりましたとおり、消防格納庫を例えば学習等供用施設の東側のほうに一時移転させれば云々というような話も、内部では検討課題として上げておりますが、やっぱり道路を通行できないというのも非常に支障があるということもありますので、抜本的なところでどうしていくのかということも、また考え方としては必要なことじゃなかろうかと、そのように思っておりますので、この件につきましては今後検討させていただきたいということでしか、ちょっと私の方からは申し上げることはできないということでございます。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

今現在、最後の言葉は検討しますという言葉で終わりました。検討しますに関しては、いろいろ事情はありますけれども、私は検討するんじゃなくて、私が言わんとするところは、危険度ですね、危険性というのは町にとっては、上峰の町としては、やっぱり財政が変わるといのは、それは当然わかります。だから財政が、要するに例えて言えば、1億円かかるとすれば、それをどこか区切って、ここからここまでを、あそこの土上げに関しては部分的にはできませんけれども、何かの工程に関しては、ここから先に進めさせてもらいますというふうに、部分的にでも進めるという意欲が全然なくて 全然とは言いませんけれども、余りなくて、もう20年もたっているにもかかわらず、今後検討しますという言葉で終わってもらえれば、危険性という度合いから見て、何を考えておられるのかなと私は思いますけれども、その辺をもう一遍答弁をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

松田議員の御質問でございます。ハザードマップの御指摘もございましたが、町内にそうした危険区域というものがあるということは理解をしております。その上で、先ほどこれは20年と申されましたけれども、20年間ずっと課題だったということで、今、担当課長が申しましたけれども、ほかのさまざまな課題も多々ございます。消防に関することでも道路に関することでも、危険区域さまざまございますが、そうしたものを総合して対応していく必要があると。また、ここのかさ上げに関しましては、先ほど建設課長答弁にもありました、周囲に影響を及ぼすことはない、区長さんたちのお話ですけれども、延長約110メートル、幅員約6メートルで50センチのかさ上げをすれば、道路上に冠水していた約265トン、260トン以上の水量が何らかの影響がないものか懸念されるところでありますので、今後、地元の方とさらなる協議をしながら、その辺についても考えていかなければいけないと、その上で優先順位をつけて、危険箇所から 危険箇所からといたしますか、課題から、町としては取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

1番（松田俊和君）

今、町長から言われましたとおり、危険度の度合いは、ちょっと私も点数ではわかりませんが、最上級点ぐらいをいただいて、早急なる、要するに重点箇所として、やっぱり優位性は上位の部にとっていただいた状態で行政を進めていただきたいということで、この分についての質問を終わります。

次に、3番目の件に関して質問をさせていただきます。

畜害予防対策についてということで、ここ書いておりますけれども、今現在、皆さん御存じのとおり、宮崎県の牛関係の畜舎に関しては大問題が起きております。上峰においても、岡議員さんが一番知っておられますから、直接聞きましたところ、9軒おられるらしいです。頭数は、先ほど渡・課長さんは700頭と言われましたけれども、岡議員さんは800頭と言われました。その辺の違いはどうでもいいんですけども、私が言わんとするところは、宮崎県がこんなにまで、全国的に有名になった状態にあるわけですよ。今、渡・課長は、あした会議がありますとか、今から何かをしますとかという、その体制ですね、私としてはぴしっと、どこかの議員さんが、何で1番にならんといかんかというふうな質問がありましたけれども、私は1番じゃなくとも早急にやるという態度が、やっぱり上峰自体としても率先してやりますという、努力じゃなくって、要するに行動をとる意欲を私は示してもらいたいんですけども、その辺をお尋ねいたします。

以上です。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

体制整備の件で御質問されたかと思うんですけども、町においては、一応産業課内でとりあえず今のところ対応しているということで、その後、課長会議でも情報の共有化ということをお願いしたけれども、一応県からの指示で、まだそこまで県のほうも指示が来ておりませんので、とりあえず情報の共有化ということで各課長にはお願いしておりますので、その後、先ほど申しましたように、あしたの会議でその辺の人員とか、その辺が確定してくるかと思っておりますので、それから整備体制を整えていきたいと思っております。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

今、渡・課長から答弁がありましたけれども、そういう現状の上峰にとって、佐賀新聞に先日か2日前かちょっとはつきりは忘れちゃったけれども、そこの中に、佐賀県の太良町、ここには全部で繁殖農家が45戸、肥育農家が5戸、トータルで50戸あるらしいんです。新聞に載ってましたから間違いのないと思います。その中において頭数は、繁殖と肥育の農家を合わせて、頭数は2,400頭、太良町にはおるらしいんです。そういう、その現状において、まだ渡・課長があしたの会議があるとか、今からしますとかというんじゃなくって、今度の太良町の6月の臨時議会、要するに私たちが今現在やっておるのと同じだと思いますけれども、太良町の臨時議会で、要するに無利子の貸付制度、牛舎建設の補助制度、そういうふうな名

称でトータル157,920千円、もう決められているわけですよ。佐賀県のどの、県のどのじゃなくって、太良町は戸数が多いからとかという問題ではなくって、率先してやられている町もあるわけですよ。だから、先ほどの、何で1番でなければいかんかというところにもかかってきますけれども、こういう意欲ですね、もうちゃんと決まった町もあるわけですよ、佐賀県の中に。だから、上峰としては財政がないからと言え、それまでですけども、やっぱりもし何かこの口蹄疫にでも上峰になったら、それこそ、予防費でかけた、この辺の費用どころじゃ済まなくなってくるわけですね。そこら辺を見込んだ体制ですか、行政ですか、そこの辺をとってもらいたいんですけども、その辺の考えはいかがでしょうか。

町長（武廣勇平君）

1番松田議員の御指摘でございますが、議員おっしゃるように、本当に私も同じ思いでございます。5月に同じ思いで、この口蹄疫の問題が大きく報道でなされたときに、私も第一声、町としてできることということを考えました。その上で、まず、第1回の口蹄疫対策会議というものを、産業課と協議をさせていただきましたが、今現在、消石灰、そして消毒等を県から配布されているということで、私自身も消毒を徹底して、いろんな防護服を着ながら入らなければいけないという知らせを聞きました。

大事なことは、国と県もそうですが、危機管理における統一のマニュアル、そうしたものに従って行動しなければ、こうした問題がより拡散するのではないかという認識のもとから、県と情報をしっかりすり合わせて、ほかの自治体がどういう取り組みをされているかも共有して、情報を共有する必要があるということで産業課からも指摘をいただきまして、今現在そうした県との協議に向けて、足しげく通っている段階であるというふうに理解しております。今後とも県と統一的なマニュアルに従い、上峰町独自のマニュアルの構築を急ぎながら、この口蹄疫の問題に対しては行動していきたいというふうに思います。

1番（松田俊和君）

マニュアル的な面を県と協議、国と国とはすぐできませんけれども、県と協議して進めていくというふうな現状を今からとると言われましたけれども、私としては先ほどから何遍も言っているとおり、太良町はこういうふうに貸し付けの問題、これは要するに口蹄疫の病気自体とは関係ありません 関係といたしますが、直接的な補助ではありませんけれども、やっぱり口蹄疫の面に関して、いかに早くとめるかという、そのとめるかが問題であって、協議するのは問題じゃないわけですよ、問題はですね。だから、とめるためには、それは県と協議せんといかんかもわかりませんが、いかに上峰町として、こういうふうに9軒あられるならば、9軒のためにやっぱり町が、隣は吉野ヶ里町、隣はみやき町がありますけれども、それにもまして上峰町としては9軒ある農家を、畜産家を助けましょうという意欲ですね、そこが優先的といたしますか、協議する段階じゃないんじゃないかと私は思いますけれども、そこの辺の考えをお願いいたします。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

議員おっしゃるとおりで我々もそう願っております。ただ、管内で申しますと、まだ、とりあえずみやき町あたりについても独自の対応はまだやっていないと、鳥栖市はちょっと規模が大きいので、肥育農家に消石灰等を配布しているということになっておりますけれども、県についても、県がきのうから国道とか県境あたりに、やっとなら畜産車に限って消毒液を噴射するという形になっておりますので、我々としては県の対応も少し遅いのかなとは思っておりますけれども、うちのほうもできるだけ畜産農家が被害をこうむらないよう、できるだけ頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

これで1番目の項目に関して、最後の質問といたします。

この口蹄疫の今現在の宮崎県の実情を見ると、大変なことになっています。下手すると私たちも牛肉は食べられなくなるかもわかりません、それは外国から輸入すれば別ですけどですね。佐賀牛という有名なブランドの牛も、もう日本全国有名になっております。けれども、そういう肉も食べられなくなるかもわかりません。やっぱりそういうふうに率先して何かをしていかないと、後から後手後手でいくような、やっぱり行政としてもまずいんじゃないかと。やっぱり率先してですね、1番でなくともいいですよ、2番でもいいですよ、後手後手の最後のいきではまずいんですけど、率先してこういうふうなことを考えておりますよの、まずよぐらいは、県の対策がどうのこうのとかという話は抜きにして、上峰町として考えて、この病気に関してはまだ続いていますから、今後継続して考えていただきたいと思っております。これで私の1番目の質問は終わります。2番目の答弁をよろしく願います。

以上です。

議長（吉富 隆君）

答弁は要るんでしょう、要らないですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

では、先に進みます。町内施設の夏季に対しての対応について、執行部の答弁を求めます。

教育次長（鶴田良弘君）

2番目の項の町内施設の夏季に対しての対応、そして、その中の趣旨として設備の電球、樹木、地面等の整備準備はという御質問に対して、私のほうから答弁させていただきます。

生涯学習課では施設管理運営につきまして、体育館、武道館、テニスコート、中央公園、町民プール、小学校グラウンド夜間照明施設、町民センターを管理運営しておりますけれども、まず、設備の照明につきましては、照明が不備になっているランプについては、修繕費で対応をしているところでございます。当初予算でいただいているのが約300千円という形でいただいておりますけれども、5月下旬現在で照明のランプが切れているところが、武道館、テニスコート、体育センターと3カ所ですけれども、その見積もりをとりまして、約1,140

千円ほどかかる予定でございます。現在の予算では、とても全部一気ににはできませんので、まず、予算の範囲内で順次修理をしていきたいというふうに思っております。現在見積もりをとっているところでございます。それから、その後、財政とも折衝しながら、また補正をお願いして、議会のほうにもお願いして、ランプ交換を図っていきたいなというふうに考えております。

また、樹木の管理ですけれども、低木の管理については体育館、中央公園、町民センターとも通常は管理人が、簡易なものには剪定を行っております。定期的には老人クラブに剪定、消毒等をお願いして現在やっておるところでございます。それから、高木については、危険な高い部分については職員じゃちょっと難しいですので、二、三年置きに業者さんに依頼しているところでございます。簡易な枯れ枝については、職員で剪定をしたり、管理人で剪定をしたりしております。先日も社会体育周辺と中央公園の高木の枯れた枝については、職員で対応していったところでございます。それから、草等の雑草については、体育館や中央公園については管理人で作業をしていただいております。そして、町民センターについては職員で雑草取りを行っているところでございます。

それからまた、プールですけれども、プールの周辺については、竹の伐採等は現在6月4日に完了したところでございます。それから、プール出入り口の前の道路の前ですね、のり面ですけれども、ここも草がいっぱい生えておりましたので、職員でプールの幅だけは草刈りをしたところでございます。それから、プールの清掃業務については、本議会で予算をお願いしているところでございますので、その議会終了後、対応していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

教育課長（大隈忠義君）

松田議員の町内施設の夏季に対する対応は、設備の電球、樹木、地面等の整備はということで、私の管轄いたします小・中学校におきまして答弁をさせていただきます。

小・中学校の体育館につきましては、電球切れの小学校が3カ所ありまして、これにつきましてはもう既に発注をしております。また、床などの支障がないようにというふうなことで、何か問題があるようなことを聞きまして、実際行って点検をしましたところ、支障はないようであります。

中学校の体育館においては、電球切れが4カ所あります。実際、電球切れにつきましては随時点検をし、交換をしておりますけれども、この4カ所の分につきましては、電球の昇降機が故障のため、電球交換には至っておりません。この分につきましては、一応業者のほうに見積もりを出していただくことをお願いしております。

それから、修繕につきましては、そういったことで予算配分は受けておりますけれども、中学校としても校舎も古く、いつ何どきどういった修繕が出てくるかわからないといった状

態でありますので、その状況によりまして、学校としての修繕の優先順位を設けながら、対処していくというふうなことで話をしております。

また、樹木につきまして、今度は中学校の西側のほうの斜面に桜の木がございますけれども、その部分が民地のほうに入っているといったことで、今、伐採をというふうなことでしております、その部分につきましては、ちょっと人間がかなり要るようでございますので、体制を整えて、職員で伐採に入っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

1番（松田俊和君）

今、最初に鶴田次長さんから見積書の件、1,140千円という数字がまず出ました。この3カ所において1,140千円というのは、それは3カ所だからこそ1,140千円であって、私としては本年度はここをやるから、ここの予算を幾らと、来年度は何年かけても何年かけてもと言ったらまたあれですけども、早期に予算の度合いをはかってとるような段取り的な面はちゃんととられて、そういうふうに球切れ状態だけでもそんなにあるというところに、私はまず問題点があるんじゃないかなろうかと思えます。

それと、大隈課長から言われた中学校の電球の球、4カ所と言われました。本当に4カ所ですかね、6カ所ぐらいあるんじゃないですか。私は何で覚えているかといいますと、私も議員になって4年になりますけれども、そのうちのこし春の入学式まで入れますと、4回、卒業式とあれは別にして、年に4回は行っています。そのときにおいて、あそこの上を見ると、どこがついているかついていないかわかるですもんね。そのときにおいて、全然変わらない状態で、同じところが消えています。ということは、あそこが高いからとかという話が出てくるかもわかりません。それは簡単にはかえられません。けれども、やっぱりぴしっとして、中学校だけなら中学校だけでも先にやるとか、そういうふうな考えはありませんでしょうか。全部一緒にするということにもって予算が大きくなるもんで、こしはここを重点にするとかというふうな考えでもってやってもらう考えはありませんでしょうか。

教育次長（鶴田良弘君）

先ほど1,140千円と言いましたのは武道館ですね、テニスコート、社会体育館兼ですけども、まず、予算の範囲内で社会体育館を10ほどかえていきたいと。その後は、先ほど言いましたように、計画的にこしやっていくというような、財政とももちろん協議の上ですけども。それから、予算の確保を、いつ切れるかわからないから、やっておったほうがいいんじゃないかという御指摘ですけども、当然うちのほうも要求はしていきますけれども、なかなか財政厳しい折ですので、そこら辺は十分財政と協議しながら予算確保に努めていきたいと思えます。

それから、体育館も体育センターも、中学校の体育館も小学校の体育館もそうなんですけれども、今回調査をしたわけです。それで、大隈課長の数字は中学校から出た数字だと思

ます。その中で結局ですね、長年たっていますので、なかなかうまく接触関係がですね、ついたりつかなくなったりするような球もあるわけですよ。そういう面で6個、4個という違いができるんじゃないかなと思いますけれども、その部分もあわせて今後修理していきたいというふうに思います。

以上です。

1番（松田俊和君）

時間がありませんもので、ちょっと急がせていただきたいと思いますが、先ほど次長の答弁の中で、あそこの町民プールの清掃費、これは補正予算で84千円上がっていますけれども、この部分でしょうかね。返事だけで結構ですけど、違いますかね。では、後で教えてください。

要するに、今現在、私はあそこの確認をしたところ、町民プールの中ですね、何と言ったらいいですかね、要するにプール場ですけども、あそこのタイルの継ぎ目のところが草ぼうぼうしています、正直言います。ということは、こういうふうに、私は何を言わんとするかというと、もう今は夏季ですもんね、もうすぐプールが始まるわけですよ。にもかかわらず、草ぼうぼうしておるその現状がですよ、この予算がまだ通っていないから、そこはしていないという意味と解せられるのかどうかをまず聞きたい。

それと同時に、私が皆さんと申しますか、議員さんをお願いしたいのは、中学校のグラウンドを近ごろ見られたことがあられますでしょうかね。もう物すごくきれいになっていますよ、びっくりしました。中学校の校舎寄りの南側、要するにプール側のあそこら辺の地面は、昔は草ぼうぼうしていましたよ。ましてや桜の木のあるところの辺も、草はもう大概分生していました。ところが、もうきれいなものですよ。一番そのプール側、要するに南の東側に昔砂場がありましたけれども、あそこにはサツマイモが植えてありますよ。やはりそういうふうに、だれがした、かれがしたというあれじゃなくって、学校自体の教育の度合いとして、そういうふうにぴちゃっとしたところに、今度の5月の要するに佐賀県の中学校の野球大会、それにおいては準優勝されていますよ、佐賀県で。そういうふうにやっぱりぴしっとした、運動場だけと言われるかもわかりませんが、その、そういうふうにやる気持ちですね、あってからこそ、そういうふうに準優勝をされたんじゃないかなと思うわけですよ。

そういったところにおいて、さっき言ったように電球の球は消えているわ、どこかは草ぼうぼうしておるわと、そういうふうな現状で、私は教育の度合いを進めます、進めますというよりも、そういうところの土台からまず考えていただいて、ぴしっとするような状態。まして、私は前から言っていますけれども、芝生を植えましょうと私は何遍も言っています。だけれども、その内容として、まず、要するにあとの世話をだれがするかとか、瓶のかけらが入ったらどうなるのかとか、虫がわくからどうなのかとか、そういうのは要するにやら

ないがための意見であって、進歩性は全くないですもんね。やっぱりそこら辺は、こういうふうにしますからちょっと待ってくださいとか、財政がないと言われれば、それまでですけども、そうじゃなくって、さっき言ったように、ぴしっとするがための状態でもってこそ、そういうふうに野球のチームが、優勝まではちょっと残念ながらできませんでしたが、決勝戦まで行って準優勝されています、佐賀県ですよ。三養基郡だけの状態ではない、佐賀県ですからね。そういうふうにぴしっとした状態であるからこそ、そういうふうな成績になったんじゃないかなと思う関係で、やっぱりそういうふうに関設備の面をぴしっとやられる考えはないか。また、芝生の面に関してはどういうふうにその後進んでいるのか、ちょっとお尋ねをします。

以上です。

教育次長（鶴田良弘君）

中学校のグラウンドをお褒めいただいて本当にありがとうございます。あわせてプールですけれども、今議員おっしゃるように、プールのフロアに草が生えているというような状況でございます。それは今、先ほど御指摘された84千円ですかね、その中の清掃料でプールの中の掃除をしていきたいというふうに考えています。

それから、できる限り、今職員で対応できる分は、中央公園も竹伐採も、高木伐採もやっておりますので、極力頑張っていきたいと思います。

以上です。

教育課長（大隈忠義君）

芝生の問題ですけれども、芝生の考え方といったことで、9月に芝生の問題で答弁させていただきました。その後、三田川町のほうに2回ほど学校を見せていただきまして、管理状況というのがどういった形でされているかといったことで、教育課長とお話をさせていただきました。そういった中で、先ほど議員のほうから、運営管理体制ができていないとかというふうな御質問を受けましたけれども、吉野ヶ里町の教育課長が申しますように、管理体制は大事ですよ。実際行ってみますと、芝を刈ってありまして、その刈った芝というのが運動場の北側の隅っこに積んであったりとかしておりまして、これは後々どうされますかというふうなことで問い合わせをしましたら、この刈った芝については、随時花壇等で肥やしにしたりというふうなことで、学校のほうで処理をされる方、ボランティアの方で処理をいただくというふうなことでございまして、実際虫がわいたりというふうなこともしております。そういったことで、管理的に学校のほうでぴしっとしていただけるというふうなことであれば、そこにちゃんと置かれても問題はないと思いますけれども、先ほど議員のほうから言われました管理体制、まず、やるほうが先だろうというふうに議員おっしゃいますけれども、やっぱり担当課としては後々の管理、また、実際していく中での体制というのは、やっぱり大事だと思っておりますし、設備等におきまして、実際散布用の工事については、



9月の議会で申しましたように、約1,200千円程度、設備等をしなければなりません。そういったことで、何回も申しますけれども、やっぱり維持管理体制、または実際にいくところの体制がはっきり決まった中で要望があれば、教育課としても全面的に応援をしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

1番（松田俊和君）

最後になりますけれども、失礼ですけれども、教育長にお尋ねさせていただきます。

ちょっと前回か前々回か忘れましたが、教育長の言葉の中に、この芝生の問題に関しては、ここに書いておりますけれども、前向きに子供たちの10年先、20年先を見越して、これからもいろんなものに取り組んでいくことを誓いますという言葉で表現されているわけです。誓いますはわかりますけれども、いろんなものにと、その考えに対してメリット・デメリットとかといういろいろな面、話がありますけれども、やっぱり10年先、20年先を考えると、デメリットばかり考えちゃならないはずですが、そのメリットの面を誓いますという言葉とともに、どういうふうにご考慮されるか伺って、これで最後といたします。

以上です。

教育長（吉田 茂君）

サッカーではありませんけど、時間を見ながら申し上げます。

御指摘いただきましたとおり、誓います、確かに申し上げます。今、その経過につきましても、本当に毎月のように、今、芝生につきましては吉野ヶ里、あるいはひよ子保育園に実際に入っておりますので、その現況も踏まえながら検討いたしております。若干マイナーな考え方に、財政面も含めてなっておりますけど、子供たちのためということは十分に考えております。そのことはいろんな形で、野球のことは褒めていただきまして、ありがとうございました。マイナーな面をリカバリーするために申し上げますと、きのう、おとといは自転車競技で郡で3位、4位になっております。したがって、その分は県のほうへも出向くことはできます。それから、陸上競技のほうでも、総合グラウンドで、あのアンツーカーの上で走れるところまで来ました。それから、いいことばかり申し上げて大変恐縮ですけど、きのうは雨の中を、しっかり準備をしまいたったこともありましたが、キックベース、町長、いろんな、あるいは事務職員たちも準備いたしております。優勝は下坊所でございますので、これもいろんな面で県のほうへ出向くことはでき、何らかの形で、小さいながらも着実に子供たちが向かっていけるようにしております。

この間、オープンスクールもいたしましたが、オープンスクールは若干少なかったんですが……

議長（吉富 隆君）

教育長、質問にのみ答弁をお願いしますよ。

教育長（吉田 茂君）

はい。そういったぐあいでは将来に向かってということでございますが、しっかり、できるものから少しずつやっております。

以上です。報告終わります。失礼しました。

議長（吉富 隆君）

ただいま1番議員の一般質問が終了をいたしました。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

これをもって散会をいたします。本日は大変ありがとうございました。

午後4時11分 散会